

第 45 回人権理事会公式文書

房野 桂 訳

コロナウィルス病の流行が現代の形態の奴隷制度と奴隷制度 のような慣行に与えるインパクト (A/HRC/45/8)

原因と結果を含めた現代の形態の奴隷制度に関する特別報告者報告書

概要

小保方智也は、2020年3月に、人権理事会によって、原因と結果を含めた現代の形態の奴隷制度に関する特別報告者に任命された。彼は2020年5月1日にその機能を始めた。本報告書は、理事会への彼の初めての報告書である。

本報告書には、コロナウィルス病(COVID-19)が現代の形態の奴隷制度と奴隷のような慣行に与えるインパクトの考察と分析及び様々なステイクホルダーがいかにこの流行病のインパクトを緩和できるかに関する勧告が含まれている。原因と結果を含めた現代の形態の奴隷制度に関する新特別報告者がその任期中に実施し推進するつもりでの作業方法の全体像も含まれている。

I. 序論

1. 2020年3月に、人権理事会は、日本の小保方智也を原因と結果を含めた現代の形態の奴隷制度に関する特別報告者に任命したが、彼は2020年5月にその任期中を開始した。特別報告者は、マンデート保持者として彼を任命することにより、理事会が彼においた信頼を感謝と共に認めている。本報告書は、理事会が原因と結果を含めた現代の形態の奴隷制度に関する特別報告者のマンデートを更新している理事会決議第42/10号に従って提出されるものである。

2. コロナウィルス病(COVID-19)の勃発が提起する世界の保健・社会・経済の課題に照らして、特別報告者は、本報告書の中で、この危機がどのように現代の形態の奴隷制度に対する既存の脆弱性を悪化させるかを調べている。彼はこれがもたらす新しい危険も明らかにし、勃発前に現代の奴隷制度の状況に捉えられた推定4,030万人の人々に与えるインパクトを概説している¹。さらに、報告書には、新任の特別報告者の作業方法を概説する短いセクションが含まれている。

3. 特別報告者は、2014年から2020年までの2つの任期中に奴隷制度と奴隷のような慣行と闘う際の重要な活動に対して、彼の前任者に深い感謝と称賛の気持ちを表明したいと思っている。例えば、奴隷労働、「持続可能な開発目標」、家事苦役、供給網における奴隷制度、子ども奴隷及び現代の形態の奴隷

¹ 国際労働機関、自由に歩く財団及び国際移動機関(IOM)、現代の奴隷制度の世界推定: 強制労働と強制結婚 (ジュネーブ、国際労働事務所、2017年)。

制度のジェンダーの側面に関するそのテーマ別作業を通して、前マンデート保持者は、首尾一貫して 2030 年までにあらゆる形態の奴隷制度をなくすことを提唱した。彼女の国に特化した作業と 10 の国別公式訪問を通して、彼女は、国の状況の貴重な分析と洞察を提供し、そこでの奴隷制度と奴隷のような慣行をめぐる懸念と問題に注意を引いたのみならず、建設的で行動志向の勧告も行った。

II. マンデートに関連した活動

4. 特別報告者が行った活動は、第 42 回人権理事会への彼女の最後の報告書の提出から 2020 年 6 月までの前マンデート保持者 Unnila Bhoola の活動を含め、総会へのこれから出る報告書に概説されている。
5. その時間枠中に、特別報告者は、現代の形態の奴隷制度にさらされている個人のために他のマンデートと共同で、11 の勧告を伝えた。

III. 原因と結果を含めた現代の形態の奴隷制度に関する特別報告者の取組と作業方法

6. 人権理事会決議第 42/10 号に従って、特別報告者は、あらゆる現代の形態の奴隷制度と奴隷制度のような慣行に関して調査と報告を継続するであろうが、特に 1926 年の「奴隷制度条約」と 1956 年の「奴隷制度、奴隷取引、奴隷制度に似た制度と慣行の廃止に関する補足条約」で定義されている問題及び現代の形態の奴隷制度に関する作業部会によって以前にカバーされたすべてのその他の問題に関する調査と報告を継続するであろう。
7. 特別報告者は、彼の前任者の作業を土台とし、新しく出現しつつある問題に対処することにより現代の形態の奴隷制度の異なった表れを探求するであろう。
8. その作業の中で、特別報告者は、被害者/サヴァイヴァーを中心とした、年齢とジェンダーに配慮した取組を採用するであろう。この点で、彼は、総会が脆弱であり、エンパワーされなければならない人々の集団を明らかにした私たちの世界を変革する：「持続可能な開発 2030 アジェンダ」に関する総会決議第 70/1 号に導かれるであろう。被害者を中心とした取組を促進する際に、特別報告者は、現代の形態の奴隷制度を根絶する調整された統一した取組を推進する目的で、他のマンデート保持者や人権条約機関と密接に連絡を取り、調整もするであろう。
9. 国別訪問とテーマ別報告書を通して、特別報告者は、マンデートの重点を現代の形態の奴隷制度にさらされる特別な危険にさらされており、ますます注意と保護を必要としている集団に置くつもりでいる。これらには、これに限られるわけではないが、労働移動者、難民及び国内避難民、無国籍者、マイノリティと先住民族、障害者、高齢者、路上で暮らす子どもを含めた無宿者が含まれる。総会への特別報告者の初めての報告書は、この特別な集団に置かれることになる重点の全体像を提供するであろう。
10. さらに、人権理事会によってマンデートを与えられているように、特別報告者は、強制労働を根絶し、現代の奴隷制度と人身取引を根絶するための即座の効果的措置を取ることが含まれるターゲット 8.7 に特に重点を置いて、「2030 アジェンダ」の「目標 8」の効果的実施に関するテーマ別調査を行うであろう。
11. 特別報告者は、世界のあらゆる地域の政府・政府間・市民社会・学術・民間のステイクホルダー

との建設的で実り多い協力を積極的に求めるであろう。これらステイクホルダーの間の効果的な協働は、COVID-19 が引き起こした展開する社会経済的危機の状況で、これまで以上に関連性を持つ。

IV. コロナウィルス病が現代の形態の奴隷制度に与えるインパクトの予備分析

A. 目標と方法論

12. COVID-19 による前例のない危機は、世界的規模で、人口のあらゆる部分に悪影響を及ぼしているが、勃発の社会的・経済的結果は、危機前にすでに脆弱な状況にあった人々に特に有害であった。これには、奴隷制度のような状況に捉えられた人々、並びに様々な人権侵害、差別、社会的・経済的不平等を受けている人々と社会保護と労働保護が限られているかまたは全くない人々が含まれる。

13. 新たな証拠に基づいて、特別報告者は、対応を開発する際に国々とその他のステイクホルダーを支援することを目的として開発された一連の勧告に補われて、そのマンデートに関連する主要な懸念の問題と傾向を評価した²。状況が急速に変わり、流行病のインパクトの完全な規模が依然として不明確であるので、本報告書は、問題の包括的な全体像を提供していないことを強調することが重要である。特別報告者は、状況を監視し、その任期全体を通して関連する勧告を開発することにコミットしている。

14. 調査を特徴づけるために、特別報告者は、加盟国、国内人権機関、市民社会団体、国連機関と地域団体を含め、広範なステイクホルダーにインプットの呼び掛けを出した。彼は、文献の見直しと様々な行為者と開催された多様な協議会から集めた情報も土台とした。特別報告者は、提出物の呼び掛けに応えたすべてのステイクホルダーに感謝したいと思っており、このプロセスで示されたかかわりを歓迎している³。

B. コロナウィルス病が現代の形態の奴隷制度に与えるインパクト

1. 流行病の多面的な社会的・経済的インパクト

15. COVID-19 の流行と検疫、旅行制限、ロックダウンを通してこの病気の広がりを抑えるために採用された措置は、経済に広範囲のインパクトを与えてきた。これは、経済成長の減少⁴、世界的不況⁵、歴史的レヴェの失業という結果となり、長期的結果をもたらす可能性がある⁶。

16. 労働市場は、劇的に悪化し、経済の再開は依然として一時的である可能性がある⁶ので、回復するには何年もかかるであろう。世界の労働力の約 38%が、製造業、接客業、旅行業、貿易と輸送及び需要の崩壊、収入の激減、破産の可能性に直面しているその他のサービス・セクターに雇用されている⁶。

17. 国際労働機関(ILO)は、2019 年の状況に比べて、2020 年の第一 4 半期中に、世界的に労働時間の 4.8%が失われ(約 1 億 3,500 万のフルタイムの職に等しい)、第二 4 半期に、その数字が 10.7%に増える

² COVID-19 流行の人権の意味合いに関する議長ステートメント(PRST43/1)を参照。

³ 提出物の呼び掛けと提出物そのものについては、www.ohchr.org/EN/Issues/Slavery/SFSlavery/Pages/allCovid19.aspx を参照。

⁴ 世界銀行、*世界経済展望、2020 年 6 月* (ワシントン D.C.、世界銀行、2020 年)、6 頁。

⁵ 国際通貨基金、「世界経済展望最新情報、2020 年 6 月」、2 頁。

⁶ 国連、「2020 年半ば現在の世界の経済状況と見通し」、2020 年 6 月、2 頁。

(3億500万のフルタイムの職に等しい)と見積もっている⁷。この流行病の有害な影響は、平等に配分されてこなかった。

18. 危機のための雇用と所得の巨大な損失は、特に最貧国で、最貧の近隣で、適切な社会保護のカヴァレッジがない人々を不相応に傷つけて、世界的な貧困と不平等をさらに悪化させるであろう⁸。世界的に、失業者のわずか20%しか、失業給付でカヴァーされず、流行病中に、少なくとも1億5,200万人の失業労働者を所得保障がないままにする⁹。これが、特に非正規または違法な経済で、人々を搾取的な雇用への強制に対してより脆弱にする。

19. 世界銀行は、この流行病のインパクトが、2020年だけでも6,000万人の人々を極度の貧困に押しこめることもあり¹⁰、1998年以来初めての世界的貧困の増加を引き起こすと見積もっている。世界的に、ひどい飢餓が2020年に倍増することもあり、2億6,000万人以上の人々に悪影響を及ぼす¹¹。極度の貧困と不平等の増加は、格差を強化し、社会的・経済的緊張を増幅し、さらに多くの移動の流れを生む可能性がある¹²。これらは、人身取引、役身折酬、最悪の形態の子ども労働、強制結婚、その他の現代の形態の奴隷制度に対する人々の脆弱性を増すよく知られた要因である(A/HRC/42/44、パラ10)。

2. 奴隷制度のさらに悪化した危険と特定の集団に与えるインパクト

20. 特別報告者は、勃発前に現代の形態の奴隷制度の状況にすでにあつたまたはその危険にさらされていた人々の悪化する状況について懸念を提起する様々な提出物を受け取ってきた。概説される経験は、COVID-19の状況でのありとあらゆる既存の危険と進展する危険を表しているわけではない。しかしこれらは、さらなるデータ収集戦略と政策対応を特徴づける傾向について情報を提供している。

3. 非正規労働者

21. 勃発の社会経済的インパクトは、世界の労働力の62%を占めている非正規経済の20億人の人々にとってははるかに厳しいものであろう¹³。彼らの雇用関係は、より容易く崩れ、彼らが利用できるセイフティ・ネットは正規経済の人々が利用できるものより少なく脆弱である。非正規労働者には、有償の病気休業の資格へのアクセスはなく、伝統的な社会保護メカニズム及びその他の形態の所得支援によってもあまり保護されていない。これは、例えばタクシーの運転手や配達員を雇用しているデジタル労働プラットフォームによって推進されるいわゆるギグ・エコノミーの労働者を含め、日雇い労働者と臨時の無契約の自己会計労働者に関係している。

⁷ ILO、「ILO モニター: COVID-19 と仕事の世界。第4版: 最新の推定と分析」、2020年5月27日、1頁、4頁。

⁸ 国連ニュース、「COVID-19: インパクトは1億9,500万の職の喪失を引き起こすこともあるとILO局長が語る」、プレス・リリース、2020年4月8日。

⁹ 国連、「2020年半年は現在の世界経済状況と見通し」、2020年6月、6頁。

¹⁰ 世界銀行、「100か国がCOVID-19に因って支援を受ける」、プレス・リリース、2020年5月19日。

¹¹ 世界食糧計画、「速やかな行動が取られなければ、COVID-19は、食糧危機に直面する人々の数を倍増する」、プレス・リリース、2020年4月21日。

¹² 世界銀行、「世界の経済見通し、2020年6月、144頁。

¹³ ILO、「COVID-19の危機と非正規経済: 即座の対応と政策課題」、ILO説明書、2020年5月、1頁。

22. ILO による推定によれば、約 16 億人の非正規経済労働者は、ロックダウン措置のために、また最もひどい打撃を受けたセクターで働いているために生計を稼ぐ能力に大変な損害を受けてきた¹⁴。さらに、その多くが需要の欠如のためにまたは自分自身の安全を守るためにギグ労働者の 70%近くが今では所得がないものと見積もられている¹⁵。

23. 代替の選択肢がない中で、非正規経済の労働者は、勃発以前よりも虐待的で搾取的な雇用を受けられる可能性がより高く、騙されて強制労働に入るかも知れない。低所得・中所得国で暮らしている者たちは、非正規雇用が低所得国では総雇用の 90%、中所得国では総雇用の 67%を占めているので、特に悪影響を受けるであろう¹⁶。より多くの労働者が、生き延びるために、借金を負うことになるだろうが、これはインドの非正規労働者の間¹⁷とパキスタンの煉瓦工場の被雇用者の間¹⁸にすでにみられる傾向である。その結果、役身折酬の罠にかかる危険が増える。

24. 正規の雇用の喪失のために¹⁹、より多くの労働者が非正規経済に参入する可能性があるので、これら追加の労働者は、縮小する非正規経済のために、すでにそこで働いている者たちと競うかも知れない。その結果、所得と労働条件が徐々に悪化するであろう。

4. 女性

25. 以前の流行病からの経験は、女性は男性とは違って、否定的にそのような危機の影響にしばしば遭遇することを示している²⁰。女性は給料の低い職と危機の影響を最も受けるセクターで数が多すぎる傾向にある。これには低・中所得国からの大勢の者が雇用されている衣料産業に雇われている者たちが含まれる²¹。大量解雇と社会保護メカニズムへのアクセスの欠如に照らして、彼女たちは極めて脆弱な状況にある²²。

26. 非正規の仕事は男性にとってより大きな雇用源であるが、女性は、低賃金、過度の長時間、身体的・精神的・性的虐待または移動の自由の制限またはその他の搾取の危険に直面する家事労働のような仕事の脆弱なカテゴリーにより頻繁にさらされる²³。こういった危険は、COVID-19 によってさらに増幅される。例えば、流行病前は、レバノンで家事労働者として雇われた移動女性は、家事労働法の下で

¹⁴ ILO、「職の喪失がエスカレートするに連れて、世界の労働力の半数近くが生計を失う危険にさらされている」、プレス・リリース、2020 年 4 月 29 日。

¹⁵ Josephine Moulds、「コロナウィルスの流行で最も強い打撃を受けている者たちの中のギグ労働者」、世界経済フォーラム、2020 年 4 月 21 日。

¹⁶ ILO、「COVID-19 危機と非正規経済」、1 頁。

¹⁷ 自由連合、「COVID-19 の隠れた被害者を明らかにする：現代の奴隷制度に対して脆弱な被害者と地域社会のためにより良い保護を要求する」、2020 年 5 月、12 頁。

¹⁸ パキスタンの労働教育財団からの提出物。

¹⁹ ILO、「COVID-19 危機と非正規経済」、3 頁。

²⁰ 世界銀行、「COVID-19 流行のジェンダーの側面」、政策メモ、2020 年 4 月 16 日、1 頁。

²¹ ILO、「COVID-19 の対応：職場の女性のより良い未来のためにジェンダー平等をきちんと行う」、ILO 説明書、2020 年 5 月、7 頁。

²² カンボディア人権センターからの提出物。

²³ ILO、「非正規経済で働く女性をエンパワーする」、仕事の未来に関する世界委員会の第 2 回会議のために準備された問題説明書第 4 号、2018 年 2 月 15-17 日、1 頁。

の適切な保護から大きく除外され、搾取的で虐待的な労働条件にさらされた(CCPF/C/LBN/CO/3、パラ 39-40)。出現しつつある話は、雇用主による性的搾取のさらに多くの事件で彼女たちの状況のさらなる悪化を示している²⁴。英国では、家事労働者は、契約が打ち切られることを恐れて、雇用主の要求に従うようにとの増加する圧力を経験していると伝えられる²⁵。代わって、ILO は、圧倒的に女性である世界の家事労働者の約 4 分の 3 が、職を失う危険にさらされていると見積もっている²⁶。多くは社会保障へのアクセスがなく、ある者はセイフティ・ネットへのアクセスがない。ウィルスの広がりを防止するために衛生と清潔さを維持するようにとの雇用者による増加する要求は、オーヴァertime に対する補償なしで家事労働者の仕事量を増やすことに繋がっていると伝えられてきた²⁷。

27. 巨大な職の喪失の矢面に立つことに加えて²⁸、女性はロックダウン措置の結果として、親密なパートナーからの暴力とジェンダーに基づく暴力をますます受けてきた²⁹。ドメスティック・ヴァイオレンスも人身取引と性的搾取に対する被害者の脆弱性を増して、推進要因となるかも知れない。

28. ジェンダー不平等、人種、カースト集団またはその他のカテゴリーに基づく差別、女性のために適した形態の雇用についての固定観念が、労働保護法と政策の欠如と相俟って、女性の搾取に繋がる条件を永続化する³⁰。さらに、高齢女性は、男性よりも年金を受ける可能性が少ない。

29. 人道危機の悪影響を受けた場所で暮らしている女性は、性的搾取と強制労働を含め、搾取と虐待に対してより脆弱である。国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)は、中米のより多くの女性が、保健の点でも犯罪集団による搾取の点でも危険を高める性労働に関わるよう強制されていると報告した³¹。

5. 子どもと若者

30. 15 歳から 24 歳までの若者は、世界的な不況と失業の長期的なインパクトによって最も影響を受ける者の中にある³²。2019 年に、若い労働者の 4 分の 3 以上が、非正規の仕事についており(特にアフリカと南アジアで)、これが経済危機とショックに対して彼らを脆弱にしている。前例のない職の喪失に加えて、危機は、彼らの教育と訓練を混乱させてきた。

31. 2019 年にすでに極度の貧困の中にあつた 3 億 8,600 万人の子どもたちに加えて、4,200 万人から 6,600 万人の子どもが極度の貧困に陥ることもあると見積もられている³³。一時的な学校閉鎖が、突然の

²⁴ 自由に歩く、「流行病の中で人々を保護する」、2020 年 4 月、7 頁。

²⁵ Kalayaan からの提出物。

²⁶ ILO から受けた情報。

²⁷ 国際家事労働者連盟、「家事労働者の権利を保護し、コロナウィルス流行と闘うことに関する声明」、2020 年 3 月 18 日。

²⁸ 経済協力開発機構、「女性は COVID-19 危機に対する闘いの核心にある」、2020 年 4 月 1 日、6 頁。

²⁹ ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウイメン)、「COVID-19 と女性と女兒に対する暴力をなくすこと」、2020 年 4 月。

³⁰ 同上。

³¹ UNHCR、「中米のコロナウィルスのロックダウンは、犯罪ギャングによって利用されている」、国連ニュース・プレス・リリース、2020 年 5 月 15 日。

³² ILO、「ILO モニター: COVID-19 と仕事の世界」、2020 年 4 月 15 日、2 頁。

³³ 国連、「政策説明書: COVID-19 が子どもたちに与えるインパクト」、2020 年 4 月 15 日、2 頁。

生計の損失、食糧不足、地域社会のセイフティ・ネットの崩壊からの圧力と相俟って、多くの子どもたちにとっての教育の永久的終了と最悪の形態の子ども労働を含めた子ども労働の増加という結果となるかも知れない³⁴。

32. 現在、1億5,200万人の子どもたちが働いているが、そのうちの7,200万人は危険な労働に就いている³⁵。ILOと国連子ども基金(ユニセフ)は、危機がもう後何百万人もを子ども労働に押し込むものと期待されていると警告している³⁶。実際、ますます多くの子どもたちが、農場で働き、路上で野菜や果物を売っていると伝えられている³⁷。一旦労働力に参入すると、学校が再開した時に戻ってくるよう彼らとその親を動機付けることが難しくなる。

33. アフリカ³⁸、中東³⁹、南アジア⁴⁰の市民社会団体と国連機関は、18歳になる前に結婚させられてしまう女兒の数のかなりの増加と望まない10代の妊娠を含め⁴¹、子どもに対する性暴力の急増を報告してきた⁴²。国連人口基金(UNFPA)は流行病によって引き起こされた増加する経済的困難と崩壊した教育が、これから10年にわたって推定1,300万件のさらなる子ども結婚という結果となることもあり、既存の程度のジェンダー差別とジェンダー不平等をさらに悪化させると報告した⁴³。女兒もますます家事苦役にさらされ、食糧及びその他の基本的品物との交換で性的搾取を受ける⁴⁴。

34. 路上の状況での子どもの増加する数は、流行病のさらにもう一つの反映である⁴⁵。国々からの報告書の中には、生計の喪失、家庭内暴力または性的搾取のために子どもが路床での乞食行為にますますかかわっていることを示すものもある。その結果、彼らは、人身取引にさらされる高い危険にも直面している⁴⁶。ガーナとナイジェリアでは、より多くの子どもたちが路上の状況で見られ、泥棒のような犯罪

³⁴ Shelby Carvalho 及び Susannah Hares、「学校閉鎖に関する我々の討議からもっと：新教育政策は、教育の不平等を増やすかも知れない」、世界開発センター、2020年3月30日。

³⁵ ILO、子ども労働の世界推定：2012-2016年、結果と傾向（ジュネーブ、ILO、2017年）、5頁。

³⁶ ILOとユニセフ、「COVID-19と子ども労働：危機の時、行動の時」2020年6月、23頁。

³⁷ Terre de Hommes、「Terre de Hommesはコロナ流行の結果として、子ども労働の劇的増加を警告する」、プレス・リリース、2020年6月12日。

³⁸ トーゴの市民社会団体 Creutset より提供された情報。

³⁹ 世界保護クラスター、「イラク：2020年5月5日現在のCOVID-19保護状況報告」。

⁴⁰ ユニセフ、「COVID-19に脅かされている南アジアの6億人近くの子どもたちの未来を守るために緊急の行動が必要」、プレス・リリース、2020年6月24日。

⁴¹ セイヴ・ザ・チルドレン、「COVID-19が危機を深めるに連れてヴェネズエラの子どもに対する暴力の急増」、プレス・リリース、2020年6月24日。

⁴² ブラン・インターナショナル、「COVID-19：ケニアにおける望まない十代の妊娠の高い数字に関連するロックダウン」、プレス・リリース、2020年6月25日。

⁴³ UNFPA、「COVID-19流行のために、暴力、子ども結婚、女性性器切除、望まない妊娠とさらに何百万もの事件が予想される」、プレス・リリース、2020年4月28日。

⁴⁴ ケニアの市民社会団体、ライフ・ブルーム・サービス・インターナショナルによって提供された情報。

⁴⁵ 英連邦人権イニシャティヴからの提出物。

⁴⁶ ケニアのLife Bloom サービス・インターナショナルとコンゴ民主共和国のCentre d'Etudes sur le Leadership et la promotion des Droits Humainsら受け取った情報。

活動に利用されている⁴⁷。

35. さらに、特別報告者は、厳しい経済的ショック、食糧不足、学校閉鎖の組み合わせと安全保障状況の悪化が、武装集団による子どもの強制徴兵のための豊かな土壌を生み出すことを示して、ブルキナファソ、マリ、モザンビーク、及びニジェールからの逸話的情報について懸念している⁴⁸。

36. 周縁化されたマイノリティ集団の子どもたち、移動する子どもたち、障害を持つ子どもたち、無宿者である子どもたちまたはひとり親家庭または子どもが家長である家庭の子どもたち、または災害の悪影響を受けた地域の子どもたちは、子ども労働またはその他の形態の搾取と虐待の危険によりさらされている⁴⁹。

6. マイノリティ集団、先住民族、カーストに基づく差別の悪影響を受けている人々

37. 民族的、人種的、宗教的、言語的マイノリティは、差別、周縁化、経済的不平等と貧困、社会保護へのアクセスの欠如及び司法にアクセスする際の障害のために、現代の形態の奴隷制度に対して特に脆弱である。これら集団への COVID-19 のインパクトについてのデータはこの段階では限られているが、増加する危険の新たな証拠がある⁵⁰。

38. 多くの国々で、周縁化された人種的・民族的マイノリティ集団の人々は、特に雇用者が保護装置を提供し、適切な安全措置を提供できない時に、COVID-19 に罹る高い危険がある輸送、保健、クリーニング・セクターに多数雇用されている⁵¹。

39. 国々の中には、欧州のロマ人社会⁵²、ネパールのダリット社会⁵³のように、マイノリティ集団に対する差別と暴力の増加を目撃してきたところもある。インドでは、COVID-19 に対す措置が、多くがマイノリティであるカーストに属している 1 億人以上の国内移動労働者を家に向かって長距離旅することを強制した⁵⁴。経済的剥奪と負債にさらされることに加えて、多くは、ウィルスの「運び屋」として警察の残虐行為を受け、汚名を着せられている⁵⁵。

40. 他の場所では、搾取者に経済的に依存している現代の形態の奴隷制度の状況に捉えられた個人は、

⁴⁷ 英連邦人権イニシャティヴからの提出物、3 頁。

⁴⁸ 世界保護クラスター、「対処の危機：否定的性損戦略の増加」、COVID-19 保護の危険と対応：状況報告 6, 2020 年 6 月 30 日。

⁴⁹ ラオ人民民主主義共和国の国連国別チームからの提出物。

⁵⁰ パキスタンの市民社会団体 Umeed パートナーシップから受けた情報。基本的権利欧州機関、EU におけるコロナウィルスの流行--- 基本的権利の意味合い：接触追跡アプリに重点を置いて、ブレティン#2(ルクセンブルグ、欧州連合出版局、2020 年)、37 頁。

⁵¹ 国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)、「人種的・民族的マイノリティに COVID-19 が与える不相応なインパクトに緊急に対処する必要がある---Bachelet」、プレス・リリース、2020 年 6 月 2 日；及びバングラデシュの Nagorik Uddayok 市民イニシャティヴからの提出物。

⁵² 欧州連合基本的権利機関、「根強いロマ人の不平等が、COVID-19 の危険を高めると人権担当長たちが述べる」、プレス・リリース、2020 年 4 月 7 日。

⁵³ OHCHR、「ネパール：パチェレ氏ダリットの殺害を非難し、独立した捜査を要請」、プレス・リリース、2020 年 5 月 29 日。

⁵⁴ OHCHR、「COVID-19: インドの忘れられた移動労働者のための緊急支援が最高裁判所の判決に続く」と国連専門家を言う」、プレス・リリース、2020 年 6 月 4 日。

⁵⁵ 奴隷制度反対国際連帯からの提出物、5 頁。

ロックダウン中に仕事の必要性があまりないので、「解放」される危険に瀕している。これは、奴隷状況を離れる機会を被害者に提供するかも知れないが、彼らを極度の貧困、飢え、病気の危険にもさらす⁵⁶。これは、現代の形態の奴隷制度のサヴァイヴァーが更生サービスを含め、司法と救済策へのアクセスが限られているかまたは全くない国々での特別な問題である。例えば、モーリタニアの状況を考慮する際に、条約と勧告の適用に関する ILO の専門家委員会は、国際労働組合総連合が、「奴隷カーストに属しているものと考えられているが、もはや奴隷状態の中で暮らしていない人は、汚名と差別の被害者であり、経済的にも政治的にも周縁化されている」と述べたことに留意した⁵⁷。適切な被害者支援と更生支援がなく、この現象は、取り残された個人にとって、かなり長期的な結果に繋がる可能性がある。

41. ラテンアメリカでの先住民族とアフリカ系の人々の不安定な状況についても懸念が提起されてきた。メキシコでは、アフリカ系メキシコ人の地域社会と先住民族集団が、勃発前に差別、周縁化、強制労働に直面していた(CERD/MEX/C/18²¹、パラ 16)。現在、彼らは、食糧不足とさらなる剥奪にさらされている⁵⁸。エクアドルでは、報告書が、アバカ繊維を生産している Furukawa 会社によって経営されている農場に雇用されているアフリカ系エクアドル人社会の多くの者の生活条件と労働条件の悪化を示している。これら労働者は、流行病前に子ども労働を含め、搾取的な労働条件を受けていたと申し立てられている⁵⁹。

7. 難民、亡命申請者、国内避難民

42. COVID-19 から出てきた社会経済的危機は、移動者、難民、亡命申請者、国内避難民を含め、移動する人々に不相応に悪影響を及ぼしてきた⁶⁰。

43. この流行病は、世界の大部分を動かなくしたが、武力紛争と人権侵害は継続し、保護を必要としている者は、ウィルスの拡散を抑えるために課されたより厳しい国境管理の悪影響を受けてきた。2020 年 4 月に、UNHCR は、少なくとも 57 か国が、亡命を求めている者に対しても例外なくその国境を閉じたと報告した⁶¹。

44. 2019 年に、世界的に、強制的に移動させられた人は 7,950 万人あり、その大半は、すでに脆弱な経済と保健制度を持つ開発途上国に受け入れられ⁶²、正規の労働市場とサービスへのアクセスを制限された⁶³。突然の生計の喪失と人道援助へのアクセスの制限は、多くの難民、亡命申請者、国内避難民を

⁵⁶ 同上、4 頁。

⁵⁷ 所見(CEACR)---2017 年に採択、第 107 回 ILC セッション(2018 年)に発表、「強制労働条約」、1930 年(第 29 号)---モーリタニア。

⁵⁸ メキシコの Instituto Nacional de los Pueblos Indigenas からの提出物、3 頁。

⁵⁹ 市民社会団体 Comite de Solidaridad Furukawa Nunca Mae から受けた情報。www.furukawanumcamas.org/post/covid-19-exigimos0atenci%C3%B3n-urgente-a-trqgqhqi43w-y-extrabajadores-de-furukawa-y-sus-familias も参照。

⁶⁰ 例えば、Natalie Shobana Ambrose、「マレーシアの周縁化された人々と COVID-19」、アジア財団、2020 年 5 月 13 日。

⁶¹ UNHCR、「コロナウィルスの流行からの人権と難民の権利に対する長期的損害に注意: UNHCR」、2020 年 4 月 22 日。

⁶² UNHCR、「世界的傾向: 2019 年の強制移動(2020 年 6 月)」、2 頁、22 頁。

⁶³ Filippo Grandi、国連難民高等弁務官、国連安全保障理事会への説明、2020 年 6 月 18 日。

www.unhr.org/admin.hespeeches/Seebac3a4-briefing-united-nations-security-council より閲覧可能。

さらに遠い社会の周縁とより深い貧困へと押しやっている。

45. 現在の危機は、長引く人道危機の結果を受けている人々の脆弱性を強化した。例えば、アフガニスタンの国内避難民と帰還民は、有害な伝統的慣行と早期・強制結婚、負債、子ども労働、強制乞食行為のような対処戦略にさらされてきた⁶⁴。中東では、値上がりする食糧経費、借金を返済する無能力、強制立ち退きと闘っているため、多くはますます借金するようになる⁶⁵。人道機関は、難民と国内避難民が、子ども労働、子ども結婚、性取引のような否定的な対処メカニズムにますます訴えかきも知れないと警告してきた⁶⁶。

8. 移動労働者

46. 世界の労働力プール(1億6,400万人の労働者で、その約半数が女性)の4.7%を占める移動労働者は、COVID-19の社会経済的インパクトに対して特に脆弱であった⁶⁷。その大半は、非正規経済の圧倒的に低賃金と社会保護の欠如を特徴とする職で働いている。

47. 雇用者たちは、移動労働者たちに健康上の危険にもかかわらず働くように強い、比較的長い労働日数を課し、賃金を支払うことを拒否したり、補償も通告もなく雇用を打ち切ったりするかもしれない。例えば、スペインでは、勃発前に虐待的で搾取的な労働慣行を受けていたと伝えられる農業セクターに雇用されているモロッコの女性移動者の状況が悪化している⁶⁸。

48. その他の移動労働者は、混雑した宿泊所または職場で、検疫を受けさせられるかも知れず、彼らの間でのCOVID-19感染が高くなるという結果となるかも知れない。これは、多くが南アジア諸国出身であるシンガポールの工場労働者の場合であったと伝えられている⁶⁹。

49. 移動者の中には、雇用の喪失が査証または労働許可証の期限切れに繋がり、非正規にされてしまう者もある。全世界で、何千人もの移動者が、しばしば混雑した経由センターで、国境閉鎖のために立ち往生してきた⁷⁰。多くは国外追放されるか、職を失った後で本国に帰らなければならなかった。これには中東の様々な国で働くアフリカとアジア諸国の何百人もの移動労働者が含まれる⁷¹。失業と高まる経済的制約と剥奪にもかかわらず、これら移動労働者は、しばしば政府の社会保護計画から排除されまたはこれへのアクセスを制限されてきた⁷²。その結果、多くの移動者は、旅行制限にもかかわらず、海外

⁶⁴ www.humanitarianresponse.info/en/operations/afghanistan/document/afghanistan-humanitarian-response-plan-2018-2021-june-2020-revision を参照。

⁶⁵ UNHCR、「シリア難民は、COVID-19による経済不況のために深く議論している」、プレス・リリース、2020年6月16日。グローバル保護クラスター、「イラク: 2020年5月6日現在のCOVID-19の保護状況報告書」。

⁶⁶ 国連人道問題調整事務所、「COVID-19世界人道対応計画: 2020年4月~12月国連調整アピール(2020年5月)」、13頁。

⁶⁷ ILOから受けた情報。

⁶⁸ OHCHR、「スペイン: 搾取されて移動労働者に責任を押し付けることはやめなければならない」と国連専門家を言う」、プレス・リリース、2020年6月26日。

⁶⁹ シンガポールの経由労働者も大事からの提出物。

⁷⁰ 国連ニュース、「『世界中で』移動者が立ち往生し、コロナウィルスの危険にさらされている」、2020年5月7日。

⁷¹ IOM、「IOMエチオピアは、COVID-19の悪影響を受けた何百人もの移動者の帰還を支援している」、プレス・リリース、2020年6月9日。

⁷² 人身取引に反対するオーストラリアのカトリック教徒からの提出物。

での仕事を再開しようとしてきたと伝えられる。例えば、逸話的情報が、多くのカンボディア人がタイに戻ってきたことを示している。両国間の国境の移動制限で、彼らは犯罪集団による人身取引と搾取に対して脆弱である⁷³。

50. 賃金の喪失は、移動者の家族にとってより幅広い意味合いを持つ。1,090 億ドル(2019 年の総政府開発援助の 72%に等しい)と評価される移動者の送金の減少は、貧困、子ども労働、子ども結婚の増加を助長する可能性がある⁷⁴。

9. 犯罪集団に対する感受性の増加

51. これら厳しい社会的・経済的インパクトに照らして、ますます多くの人々が居住する国の外で保護または生計の機会を求めよう強いられるであろう。しかし、多くの国々によって課されているさらに厳しい国境体制が、ますます不安定な危険なルートを用いて、非正規の移動を促進する経費を作るために、人の密輸者や人身取引者のための機会を生み出す⁷⁵。強制移動させられた個人と経済的移動者の役身折酬と強制労働に対する脆弱性もこの状況で高まるかも知れない。

52. 増加する失業、壊れたセイフティ・ネット、所得の安全保障と社会保護へのアクセスの欠如がより多くの家庭が、極度に高い利率を受け入れて、ローンを求めて、略奪的な貸し手に向かわざるを得ない可能性がある⁷⁶。その結果、暴力の脅しまたはその他の形態のローン返済の懸念の下で働かざるを得なくなるであろう。多くは役身折酬の状況に陥るかも知れず、これが家族を貧困の世代間サイクルの罠にかけるかもしれない。

53. そのような慣行についての証拠はまだ出現している。しかし、法律執行機関は、犯罪集団が、高利貸、性的搾取の目的を含めた人身取引、犯罪活動への脆弱な個人の募集に関わることによって、勃発の初期の段階で危機を利用していると報告した⁷⁷。例えば、英国からの報告書は、サービス提供の閉鎖と休校中に、犯罪集団は、普通子ども保護制度に頼っている子どもたちを標的とし、彼らを麻薬供給のような犯罪活動に利用したことを示している⁷⁸。

10. 労働需要の変化と現代の形態の奴隷制度

54. 最も不安定な状況にいる者にとっての現代の形態の奴隷制度の増加する危険を示す証拠の新たな体系に加えて、この流行病は、ある企業にとって労働者を搾取する強い奨励策を提供してきた⁷⁹。関わりのあるセクターには、COVID-19 の結果、労働者の需要の急増が見られた食糧、薬剤、医療装置のよう

⁷³ カンボディア人権センターの提出物。

⁷⁴ Dilip Ratha 他、「移動者のレンズを通した COVID-19 の危機」(ワシントン D.C.、世界銀行、2020 年 4 月)。

⁷⁵ 国連麻薬犯罪事務所(UNODC)、「COVID-19 の流行が人身取引に与えるインパクト: 迅速な棚卸に基づく予備調査結果とメッセージング」

⁷⁶ 反奴隷制度インターナショナルと権利 Lab からの提出物。

⁷⁷ 欧州警察、「流行病を超えて: CCOVID-OVID-19 がいかに欧州連合の重大な組織犯罪を形成するか」2020 年 4 月 30 日; 及びインターポール、「COVID-19 の移動者の密輸と人身取引に与えるインパクト」、2020 年 6 月 11 日。

⁷⁸ どの子ども人身取引から保護される(ESCAP UK)からの提出物、7 頁。

⁷⁹ Angharad Smith と James Cockayne、「COVID-19 が現代の形態の奴隷制度に与えるインパクト」、デルタ 8.7,2020 年 3 月 27 日。

な基本的な品物を製造し、加工し、提供する産業が含まれる。時間の圧力が増える中で生産を強化し、供給網を再構築する圧力は、労働者に否定的なイパクトを与えている。

55. 例えば、申し立てられた労働権の侵害の中には、ソーシャル・ディスタンスングに従わなかったこと、職業上の安全性と保健、給料なしの過度の長時間、強制労働並びに不適切な生活条件に関して、マレーシアのゴム手袋製造セクターで、いくつかの申し立てられた労働権の侵害が報告されてきた⁸⁰。南アフリカでは、医療用マスクを製造している工場で、労働者は工場を離れることを妨げられ、急激な需要の増加に応えるために強制的に働かされていると政府が報告した⁸¹。

56. さらに、危機は、供給網で相当の注意義務を保障する能力に否定的影響を与えたようである。各国政府の中には、強制労働と関連していると申し立てられている会社によって生産される個人用の保護装置を注文したと伝えられるところもある⁸²。英国では、政府が食糧生産のための労働者の供給の促進を規制する手続を簡素化したと伝えられる一時的許可計画を導入した。結果は、搾取から労働者を保護するための監督の不十分さと相当の注意義務の欠如の危険であったと伝えられる⁸³。

11. 労働法の解体と通報・監督メカニズムの失敗

57. COVID-19 の勃発が、世界的に労働者の健康、尊厳及び権利に厳しい、否定的なインパクトを与える結果となっていることを示す証拠の体系が増加しているにも関わらず、虐待を通報する能力は、その権利のメカニズムと法的保護がますます失敗しているようであるので限られて来た⁸⁴。

58. 労働権と社会保護規制が除去されたり、緩和されたりまたは最低賃金を規制し、結社の自由を保護する法律を停止している国々もあると伝えられる。労働条件のさらな侵害の危険を冒すそのような政策の例は、中国、インド、サウディアラビア、ヴェトナム並びにラテンアメリカのいくつかの国々で報告された⁸⁵。

59. さらに、労働権を監視し違反を発見する政府機関の能力は、ロックダウン措置と資金の転用によってインパクトを与えられるかも知れない。例えばブラジルでは、強制労働の申し立てを捜査する任務を与えられている特別移動検査グループが、珈琲農園に雇用されている移動労働者を含め、労働搾取と虐待に対する脆弱性が増加してきているのに、その活動をかなり減少させたと伝えられる⁸⁶。2019 年に、この機関が発見した事件の約半数は、本国でのみならず、ブラジルでも保健危機と経済危機のひどい悪影響を受

⁸⁰ ILO、「COVID-19: マレーシアにおける移動労働者へインパクトと国の対応」、2020年5月8日最新情報。

⁸¹ www.gov.za/speeches/mec-nomjsa-dube-ncube-arrest-factory-owner-manufacturing-masks-29-mar-2020-0000 を参照。

⁸² 自由連合、「医療用手袋の不足で、合衆国は強制労働で非難されている会社の禁止を解除」、2020年3月27日。

⁸³ 権利 Lab からの提出物。

⁸⁴ ILO から受け取った情報と権利 Lab からの提出物。

⁸⁵ 反奴隷制度国際連合からの提出物。

⁸⁶ ブラジルの市民社会団体 ADEE より受けた情報; 及び国際組織犯罪禁止世界イニシャティブからの提出物、20 頁。

けた者たちであるヴェネズエラの難民と移動労働者⁸⁷がかかわっていた⁸⁸。

12. COVID-19 前に奴隷のような状況にあった者へのインパクト

60. COVID-19 は、「持続可能な開発目標」のターゲット 8.7 に応えるという国々によってなされた公約にもかかわらず、現代の形態の奴隷制度の明確化と訴追に関するものを含め、社会保護制度と司法制度の以前から存在している組織的格差を明らかにしてきた⁸⁹。多くの各国政府は、危機の対応に圧倒されており、これが反奴隷制度措置の採択または実施をさらに遅らせるかも知れない。例えば、英国では、国内リファール・メカニズムは、2020 年 1 月から 6 月までに報告された被害者の数が 14%減少したと報告した⁹⁰。政府は、これは 2016 年以来記録された初めての減少であり、COVID-19 関連の制限の結果である可能性が高いことを強調した。同様の傾向が、他の国でも記録された⁹¹。

61. さらに、現代の形態の奴隷制度のサヴァイヴァーへのサービスの提供が、流行病の結果崩壊してしまったところで、報告書はより幅広い世界的傾向を示している。同時に、奴隷制度のような慣行は継続し、被害者とサヴァイヴァーの不安定な状況が、健康の危険、悪化する経済的困難、増加する孤立、妊産婦保健に与える否定的インパクト及び援助にアクセスできないことによってさらに複雑化されている⁹²。

62. 市民社会団体は、ロックダウンにもかかわらず、その受益者に届くための創造的解決策を素早く見つけた。多くはオンライン・サービスと遠隔支援に切り替え、これが被害者やサヴァイヴァーのある者たちにとっては役立つかも知れない。しかし、ほとんどの国々で、多くの者は、法的助言、心理社会的援助を受けることができず、技術機器やインターネットへのアクセスが不十分であるために、教育や訓練を継続することができなかった⁹³。

63. 出身国への人身取引を受けてきた人々の本国送還は、多数の国家によって実施されている国境閉鎖に加えて、サヴァイヴァーのための安全な帰国ルートに関する障害のためにますます課題となってきた⁹⁴。

64. シェルター、心理的・医療的ケアと食糧の安全保障にアクセスする際の援助に対する需要が増えているが⁹⁵、これらサービスの主たる提供者である市民社会団体は、資金がよそにそらされるかも知れないことを懸念している。その結果、被害者は孤立したままにされ、陥っている搾取的・虐待的情況を離れる

⁸⁷ UNODC、TRACK4TIP は奴隷労働との闘いにおける 25 年の祝賀で、ブラジルの奴隷労働根絶のための検査部(DETRAE)の特別移動検査グループを支援している、2020 年 6 月 4 日。

⁸⁸ UNHCR、「ブラジル活動: COVID-19 の対応」(2020 年 5 月)、1 頁。

<https://reporting.unhcr.org/sites/default/files/C19%20Brazil%20External%20Updates%20May%202020%FINAL.pdf> より閲覧可能。

⁸⁹ ECPATUK よりの提出物。

⁹⁰ 英国からの提出物。

⁹¹ 英連邦人権にイニシャティヴよりの提出物。

⁹² 権利 Lab からの提出物。

⁹³ 英連邦人権イニシャティヴからの提出物。

⁹⁴ 同上。

⁹⁵ 権利 Lab からの提出物。

ことができないかも知れない⁹⁶。

65. 要するに、状況はまだ進展しているが、COVID-19 の流行が現代の形態の奴隷制度に与える多面的インパクトは明確である。奴隷状況にある人々を明らかにし、危険にさらされている人々に手を伸ばし、司法と救済策へのアクセスをサヴァイヴァーに提供することにより、これらインパクトを緩和する行動を取る緊急の必要性がある。

C. 国際基準と新たな好事例

1. 司法と救済策へのアクセス

66. 司法と救済策へのアクセスは、現代の形態の奴隷制度の被害者とサヴァイヴァーの基本的権利である。この点での国家の責務は、詳細な勧告と共に、特別報告者の 2017 年のテーマ別報告書(A/HRC/36/43)に概説されている。本報告書に概説されている COVID-19 によって引き起こされた増加する危険に照らして、現代の形態の奴隷制度のサヴァイヴァーが司法を求め、効果的に救済策を得ることができることを保障する国際責務と公約を果たす努力を国家が強化することが極めて重要である。

67. 国家は継続して、この慣行の禁止の無視できない性質のために⁹⁷、COVID-19 流行の結果として課せられた緊急状態中を含め⁹⁸、相当の注意義務で⁹⁹現代の形態の奴隷制度の加害者を捜査し、訴追し、罰しなければならない。実際的には、国家は、関連法の施行当局とその他の公的機関が加害者を裁判にかけることができるように、流行病中に反奴隷制度努力を実施するための十分な財源と人的資源を確保し、維持しなければならない。

68. この点で、特別報告者は、財政投資と刑事資産回収が現代の形態の奴隷制度に対する全体的な法律施行対応の不可欠の部分でなければならないとの意見である。強制労働からの違法な利益の総額は、毎年 1,500 億ドルに上ると推定されてきた¹⁰⁰。他の特別手続きマンデータ保持者が述べたように、この金銭は、国家によって、経済的・社会的・文化的権利を漸進的に実現することに効果的につなげられるべきである(A/HRC/26/28 及び訂正版 1、パラ 27 及び A/HRC/28/60 及び訂正版 1、パラ 22)。さらに、差し押さえられた利益は、現代の形態の奴隷制度の被害者のための司法と救済策へのアクセスを高め、COVID-19 のインパクトを緩和する措置を取り、一般の人々と企業の間意識啓発と刑事責任免除との取組のようにより幅広い予防措置を実施するために利用できる。

69. 現代の形態の奴隷制度からの保護を確保する責務は、権利を確保し保障し回復する責務から救済策を

⁹⁶ ECPATUK からの提出物、6 頁。

⁹⁷ 「市民的・政治的権利国際規」、第 4 条。「人権と基本的自由条約」(「欧州人権条約」)、第 15 条も参照; 及び「米州人権し条約」、第 27 条。

⁹⁸ CCPR/C/128/2。

⁹⁹ 欧州人権裁判所、*Siliadin 対フランス事件*、申請第 25965/01 号、2005 年 7 月 26 日の判決、パラ 89 と 112; *Rantsev 対キプロスとロシア事件*、申請第 25965/04 号、2010 年 1 月 7 日の判決、パラ 285 と 288; *J 他対オーストリア事件*、申請第 58216/12 号、2017 年 1 月 17 日の判決、パラ 107; 米州人権裁判所、*Hacienda Brazil Verde 労働者対ブラジル事件*、2016 年 10 月 20 日の判決、セクション C、第 318 号、パラ 319; A/70/260、パラ 29; 及び A/HRC/36/43、パラ 15。

¹⁰⁰ ILO、*利益と貧困: 強制労働の推計* (ジュネーブ、ILO、2014 年) 13 頁。

提供する責務まで確立することができる¹⁰¹。重要なのは、人権委員会が、「市民的・政治的権利国際規約」の規定からの低下に関するその一般コメント第 29 号(2001 年)で、救済策の提供に関する第 2 条(3)(a)は「規約全体に固有の条約責務を構成している」(パラ 14)ので、緊急状態中でも守られるべきであると述べたことである。

70. より特化して言えば、奴隷制度、苦役、強制労働の被害者を保護する措置を実施する責務は、こういった慣行の禁止の一部として認められ¹⁰²、その無視できない性質は、COVID-19 危機中に追加の保護責務を課すものと解釈されるべきである。強制労働条約(1930 年)第 29 号の議定書、「子どもの権利に関する条約」(第 24 条と 32 条)及び「障害者の権利に関する条約」(第 16 条)¹⁰³のようなその他の条約は、この責務を強化している。

71. 必要とされる保護及びその他の救済策の型は、受けた害悪の性質と程度に関連している。国家が、被害者とサヴァイヴァーの特別なニーズと脆弱性に相当の注意を払って、対象を絞った援助を提供することが極めて重要である。これには、権限のある独立した司法当局、法的サービス、安全なシェルター、言語的支援、訓練と教育並びに原状回復、補償、更生、満足、再び繰り返さないとの保証を含めた適切な賠償への平等で効果的なアクセスが含まれるかも知れない(A/HRC/36/43、パラ 57-58)¹⁰⁴。国家が、現代の形態の奴隷制度を受けた個人に援助とサービスを提供している公共団体と市民社会団体に適切な財政的及びその他の支援を継続して提供することも重要である。さらに、国家は、特に厳しい旅行制限を課されたために故国に帰ることができない時に、移動労働者と人身取引された人を含め、現代の形態の奴隷制度を受けた外国人のための査証を延長し、入国の地位を確保するべきである。そのような個人の集団的排除は、COVID-19 の流行のために課されるもののような緊急状態中でさえ実施されてはならない¹⁰⁵。

72. COVID-19 の感染の危険は、現代の形態の奴隷制度に捕らえられている者たちにとって大変に高い可能性があることを念頭に置くことも重要である。高齢労働者と既往症と障害を持つ者は、ウィルスに感染することに対して特に脆弱である。従って、特別報告者は、現代の形態の奴隷制度のすべての被害者が、COVID-19 のテストに優先的アクセスを認められるべきであり、陽性と分かった者は、無料の治療を与えられるべきであるとの考えである。

2. COVID-19 のインパクトを緩和するためのより幅広い措置

73. 現代の形態の奴隷制度の被害者とサヴァイヴァーのための司法、保護、その他の救済策へのアクセスを確保することは重要であるが、関連する措置が COVID-19 よって引き起こされる失業の底辺にある問題に対処するために立案されてこなかったため、これは十分ではない。国家は、従って、最悪の形態には奴隷制度の餌食となる危険が含まれる失業のインパクトを緩和するために、失業した労働者のための所得

¹⁰¹ 「市民的・政治的権利国際規約」、第 2 条(3)(a); 「子どもの権利に関する条約」第 2-3 条; 「欧州人権条約」、第 1 条と 13 条; 「米州人権条約」、第 1-2 条; 「人権と諸国民の権利に関するアフリカ憲章」第 1 条。

¹⁰² 欧州人権裁判所、*Rantsev 対キプロスとロシア事件*、パラ 286。

¹⁰³ 障害者の権利委員会、障害を持つ女性と女兒に関する一般コメント第 3 号(2016 年)も参照。

¹⁰⁴ 「国際人権法の重大な侵害と国際人道法の重大な侵害の被害者のための救済策と賠償への権利に関する基本原則とガイドライン」も参照。

¹⁰⁵ 人権委員会、「規約」の下での外国人の立場に関する一般コメント第 15 号(1986 年)、パラ 10 及び第 29 号、パラ 13。

支援と社会保障給付のみならず、企業のための財政支援の提供と奨励策のような追加の措置を実施すべきである。

74. これは、失業を含め、根本原因に対処することにより現代の形態の奴隷制度を防止する責務の一部と見なされるかも知れない(A/65/228/パラ 65)。これは、雇用の喪失の場合に補償メカニズムを設立する必要性を含め、「経済的・社会的・文化的権利国際規約」の第 6 条の下での働く権利を推進し保護する責務に沿うものである¹⁰⁶。1988 年の「雇用の推進と失業に対する保護条約」(第 168 号)は、失業と取り組むために締約国が取るべき様々な措置に関する詳しいガイダンスを提供しているので、「規約」を補っている。その他の関連条約には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(第 11 条)、「すべての移動労働者とその家族の権利保護に関する国際条約」(第 54 条)及び「障害者の権利に関する条約」(第 27 条)が含まれる。

75. 失業に関する戦略または政策を考案する際に、非差別の原則が尊重されなければならない。国家は、所得支援、税額控除、債務免除及び社会保障給付のようなメカニズムが、その地位に関わりなく、すべての労働者がアクセスできるものであることを保障しなければならない。

76. 複雑な経済的課題と直面する不確かな未来を仮定すれば、すべての国家がそのような支援を提供できるわけではない。しかし働く権利を含めた経済的・社会的権利の漸進的実現が、「経済的・社会的・文化的権利国際規約」の第 2 条で認められている。従って、締約国には働く権利を完全に実現するために手段をとる責務があり¹⁰⁷、これには、COVID-19 の流行によって引き起こされた失業と闘う措置を取ることが含まれる。そのような手段は「慎重で、具体的で、できる限り明確に対象を絞った」ものでなければならない¹⁰⁸。上で述べたように、COVID-19 のインパクトを緩和する適切な措置を取るための国家の資金の欠如に対処する一つの方法は、現代の形態の奴隷制度に関連する犯罪で訴追された個人と法人から差し押さえられた犯罪資産を積極的に利用することである。

77. COVID-19 中も営業している企業のために、国家は、雇用機会への平等なアクセスを確保すべきである。国家は、関連国際・地域条約に従って、雇用者が、行われた労働に対して公正な賃金を支払うことも保障すべきである。さらに、COVID-19 にさらされることから労働者を保護する措置を含め、公正で良好な労働条件に加えて¹⁰⁹、休息、余暇、有給休暇が差別なく実施されるべきである。刑法・労働法の違反に対して制止する懲罰を課すこと及び企業、特に同じ供給網の企業が現代の形態の奴隷制度と取り組むために取った手段について自主通報することは¹¹⁰、企業と雇用者が労働法と基準を侵害し、現代の形態の奴隷制度となる慣行に関わることを思いとどまらせる有用な方法である。

78. 国内レベルで、好事例がいくつか世界的に出現しているのには元気付けられる。2020 年 6 月現在、190 か国と領土が、COVID-19 に応えて 937 の保護措置を企画し、導入し、採択してきた¹¹¹。欧州では、

¹⁰⁶ 経済的・社会的・文化的権利委員会、働く権利に関する一般コメント第 18 号(2005 年)、パラ 26。

¹⁰⁷ 経済的・社会的・文化的権利委員会、締約国の責務に関する一般コメント第 3 号(1990 年)、パラ 2。

¹⁰⁸ 同上。

¹⁰⁹ 「経済的・社会的・文化的権利国際規約」、第 7 条。

¹¹⁰ 「企業と人権に関する指導原則」、原則 1 と 3。

¹¹¹ ILO から受けた情報。

特別報告者の注意を引いたものの中に、非居住の状況を規制し、保健サービス、社会保障、雇用の安定及び住居へのアクセスを提供するために他の欧州諸国のみならず、イタリアとポルトガルが取った措置があった¹¹²。アフリカでは、カーボヴェルデとトーゴが、非正規労働者に財政支援を認めたと伝えられ¹¹³、セネガルでは、市民社会団体が、COVID-19 に対する国の対応プログラムに強制子ども乞食行為を受けているタリベのニーズが含まれることを保障するために政府と協働した¹¹⁴。ラテンアメリカでは、メキシコが小規模事業の所有者と貧困の中で暮らしている周縁化された個人に支援を提供する戦略を開発しており¹¹⁵、ペルーは、3 百万の脆弱な家庭を保護する債務を生み出し、高齢者のための年金支払いを推進している¹¹⁶。アジアでは、フィリピンが、検疫につかまった人々に対する財政支援を含む COVID-19 パッケージを確立し¹¹⁷、日本は、失業した家事労働者にも移動労働者にも一括払いをした¹¹⁸。中東では、カタールとサウディアラビアが、国民と移動労働者に無料の医療テストと検疫サービスを提供している¹¹⁹。

79. これら及びその他の措置は、人々の不安定の程度を緩和し、従って現代の形態の奴隷制度に対する脆弱性を緩和できるので、広く認められるべきである。しかし、COVID-19 のインパクトに対処し、労働者を保護する際のそのような措置の適切性と効果はまだわからない。特別報告者は、従って、役立つかも知れない好事例を明らかにし、ガイダンスを提供する目的で、その任期中に流行病に対する国家の対応を分析し続けるであろう。

80. 国家は、企業が国際基準に従うことを保障することに対して主たる責任があるが、民間セクターは、「企業と人権に関する指導原則: 国連の『保護し、尊重し、救済する』枠組を実施する」を守るべきである。これは特に人権の相当の注意義務を確保し、現代の形態の奴隷制度がその供給網や募集慣行の一部ではないことを保障する際に特に言えることである¹²⁰。

81. 会社の中には、衣料産業における ILO の「行動の呼び掛け」を支持してきたところもある¹²¹。会社の中には、流動資産の換金能力を助けるために、脆弱な中小供給者に早期支払いを提供し、現金の流れを緩和して、供給者が財政にアクセスするのを支援してきたところもある¹²²。労働者の中には、労働組合協会を通して、直接企業と保護計画を折衝して成功した者もあることも注目に値する。例えば、IndustriALL

¹¹² 欧州連合、COVID-19 が移動者社会に与えるインパクト、2020 年 6 月 24 日。https://ex.europa.eu/migrant-integration/news/covid-19s-impact-on-migrant-communities より閲覧可能。

¹¹³ ILO、「世界中での COVID-19 危機への社会保護対応」。www.social-protection.org/gimi/ShowWiki.action?id=3417 より閲覧可能。

¹¹⁴ 反奴隷制度インターナショナルからの提出物。

¹¹⁵ メキシコからの提出物。

¹¹⁶ Maximo Torero Cullen、「COVID-19 と食糧供給網に対する危険: どのように対応するか?」、国連食糧農業機関、2020 年 3 月 29 日。

¹¹⁷ ILO、「開発途上国での COVID-19 流行への社会保護対応」、4 頁。

¹¹⁸ ILO、「COVID-19 危機への社会保護対応: 国別対応と政策配慮」、社会保護スポットライト、2020 年 4 月 23 日、4 頁。

¹¹⁹ ILO、「移動労働者のための社会保護: COVID-19 危機に対する必要な対応」、社会保護スポットライト、2020 年 6 月 23 日、5 頁。

¹²⁰ さらなる討論には、A/HRC/30/35 及び A/HRC/35/37 を参照。

¹²¹ www.ilo.org/global/topics/coronavirus/sectoral/WCMS_744285/lang-en/index.htm を参照。

¹²² 反人身取引インターナショナルよりの提出物、11 頁。

世界連合の所属団体である南部アフリカ衣料繊維労働者組合は、国がロックダウンの準備をしている時に、8万人の労働者のための6週間の完全給与を保障する雇用者との協定に達した¹²³。企業と雇用者によるこれら及びその他のイニシアティブは、歓迎するべきであるが、その適切性と効果は注意深く分析されなければならない。

3. 国際連帯と協力

82. 奴隷制度からの保護の国際社会に対する性質は¹²⁴、「経済的・社会的・文化的権利国際規約」の第2条に特に規定されている協力する責務を高める。直接的な財政支援に加えて、薬剤とワクチンの提供、人工呼吸器や個人の防護装置のような技術的・医療的支援は、国内的に企業や労働者を支援する資金を解放することができる。

83. ある国に課せられる経済制裁及びその他の強制措置が、流行病中に一時的に緩和されることも望ましい。そのような措置は、しばしば、とりわけ搾取がはびこる非正規の違法な経済の創出につながることもあるので¹²⁵、働く権利を含め¹²⁶、人権の保護と推進に否定的インパクトを与える¹²⁷。さらに、一方的強制措置が人権の享受に与える否定的インパクトに関する特別報告者によって明確に認められているように、そのような措置は、COVID-19と闘う際の国際連帯と協力を大きな影響を及ぼす¹²⁸。

84. さらに、「同盟 8.7」のような多様なステークホルダーのパートナーシップ、国連と関連する専門機関及び国際金融機関は、データ分析、政策ガイダンス及び好事例と革新的取り組みの分かち合いを含め、現代の形態の奴隷制度根絶に重点を置いた政策の開発と実施に関して国家を支援する際に果たすべき重要な役割がある。例えば、地方の市民社会行為者を通して、何らかの形態の奴隷制度を経験した何千人もの人々に支援を提供している現代の形態の奴隷制度に関する国連任意信託基金は、そのニーズと事業上の課題をより良く理解し、今後の資金提供ニーズを予期するためにアフリカ、米州、アジア太平洋及び欧州のその助成金受領団体に手をさしのべてきた。

85. さらに、世界銀行も国際通貨基金(IMF)も、COVID-19と取り組むために国々に財政支援を提供して

¹²³ IndustriALL 世界連合、「南アフリカの繊維組合、コロナウィルスのロックダウン中の完全給与の保証を勝ち取る」、プレス・リリース、2020年3月26日。

¹²⁴ バルセロナ牽引・光・電力会社(ベルギー対スペイン事件)、判決、1970年I.C.J.報告書、3頁(パラ33-34)。

¹²⁵ 一方的強制措置が人権の享受に与える否定的インパクトに関する特別報告者、COVID-19人権ガイダンス・メモ。
www.ohchr.org/Documents/Issues/UCM/UCMCOVID1GuidanceNote.pdf より閲覧可能。

¹²⁶ 経済的・社会的・文化的権利委員会、経済制裁と経済的・社会的・文化的権利の尊重の関係に関する一般コメント第8号(1997年)、パラ3。

¹²⁷ Ioana Petrescu、「経済制裁が非正規経済に与える影響」、*知識経済の管理力学*、第4巻、第4号(2016年12月); 及び Bryan Early 及び Dursan Peksen、「影の中を捜す: 経済制裁が非正規経済に与えるインパクト」、*政治調査クォーターリー*、第72巻、第4号(2019年12月)。

¹²⁸ 一方的強制措置が人権の享受に与える否定的インパクトに関する特別報告者、COVID-19人権ガイダンス・メモ(2020年5月)。

おり、国の経済を支え¹²⁹、最も脆弱な人々を対象とした社会プログラムを推進している¹³⁰。経済的・社会的・文化的権利委員会が、その一般コメント第 18 号で強調したように、これら及びその他の金融機関は、働く権利の保護と現代の形態の奴隷制度の防止が、その貸付政策とクレジット協定に統合されていることを保障するべきである(パラ 53)。これは特に COVID-19 流行中に極めて重要である。

V. 結論と勧告

A. 結論

86. 国々は、反奴隷制度の責務を果たし、現代の奴隷制度をなくし、2030 年までに強制労働を根絶し、2025 年までにあらゆる形態の子ども労働をなくすための「持続可能な開発目標」のターゲット 8.7 に応えるためになされた世界的公約を尊重するのが遅かった。もし国々が、さらに遅滞することなく、反奴隷制度努力を促進する真の決定的手段を取ることができなければ、COVID-19 は、このプロセスをさらに停滞させ、すでに遂げられた進歩を逆転させる可能性がある。この流行病の社会経済的インパクトは、すでに現代の形態の奴隷制度に対する国の対応における格差を明らかにしており、被害者、サヴァイヴァー及びそのような慣行を受ける危険にさらされている者の不安定な状況のさらなる悪化を引き起こしている。行動を起こさないことは選択肢ではない。

87 特別報告者は、国家が直面している途方もなく大きな課題とこの流行病の多面的で複雑なインパクトに対応するために払われてきた努力を認めている。しかし、上昇しつつある貧困の程度、前例のない失業率及び深まる不平等と搾取と虐待に対する脆弱性との間に密接な相互関連性がある。国々が、比較的長期に現代の形態の奴隷制度の増加する危険を緩和するために今適切な措置を設置することがこの上なく重要である。

88. COVID-19 の完全なインパクトは、ここ数か月か数年で、まだこれから評価されなければならない。この目的で、より証拠に基づく被害者を中心とした調査、データ収集及び分析が緊急に必要とされる。特別報告者は、関連人権規範と原則を説明し、サヴァイヴァーの声から情報を得て、必要な措置に関する勧告をさらに開発する目的で COVID-19 が現代の形態の奴隷制度に与えるインパクトに関して継続して調査し、報告するであろう。

B. 勧告

1. 司法と救済策へのアクセス

89. 国家は、あらゆる形態の奴隷制度を防止し、国内行動計画の開発を通して、被害者を明らかにして保護する努力を緊急に強化しなければならない。さらに、限られた資金にもかかわらず、国家は、COVID-19 流行中に、現代の形態の奴隷制度に対して責任のある者を継続して捜査し、訴追し、罰しなければならない。

¹²⁹ 世界銀行、「世界銀行 COVID-19(コロナウィルス)緊急事態保健支援のための初めての活動を開始し、開発途上国の対応を強化」、プレス・リリース、2020 年 4 月 2 日; 及び IMF、COVID-19 財政支援と債務救済。www.imf.org/en/Topicsimf-and-covid19/COVID-Lending-Tracker より閲覧可能。

¹³⁰ Klistalina GeorgievaIMF 専務理事、"The Great Reset"、2020 年世界経済フォーラムに宛てた演説、ジュネーブ、2020 年 6 月 3 日。

90. 現代の形態の奴隷制度を受けた個人は、司法と救済策への平等で効果的なアクセスを提供されなければならない。これには、入国の地位に基づくものを含め、その脆弱性と不安定に相当に配慮して、差別なく、具体的な法的・医学的・社会的援助と保護措置及びサヴァイヴァーの特別なニーズに対処するための対象を絞った保護措置が含まれる。

91. COVID-19 の高い感染の危険を仮定して、現代の形態の奴隷制度のサヴァイヴァーであることが明らかにされたすべての個人は、この病気のテストに優先的なアクセスを認められるべきであり、もし感染していれば無料の医学的治療を認められるべきである。

92. 国家は、司法と救済策への十分なアクセスを保障するために、現代の形態の奴隷制度に対する法律施行対応の一部として、財政捜査と刑事資産回復も強化するべきである。

2. 市民社会団体と政府のサービス提供者のための支援の強化

93. 市民社会団体と政府機関内で雇用された最初の対応者たちは、流行病によって引き起こされる変化する事業課題に速やかに適合し、被害者の増加するニーズに対応するために、適切な支援と資金を提供されなければならない。

94. 世界レベルで、国々は、この犯罪の根本原因と取り組み、現代の形態の奴隷制度に関する国連任意信託基金を支援することを含め、被害者に包括的な援助を提供することに重点を置いた反奴隷制度イニシアティブに継続して支援を提供するよう強く要請される。

3. COVID-19 のインパクトを緩和するより幅広い措置

95. 国々は、現代の形態の奴隷制度にさらされている者たちに、所得支援、負債軽減、税額控除及びより幅広い社会保障給付のような COVID-19 のインパクトを緩和するための対象を絞った支援を提供するべきである。

96. その支援は、ロックダウン措置の結果、失業したすべての労働者に差別なく提供されなければならない。女性、移動労働者、先住民族、マイノリティ集団、難民と亡命申請者、国内避難民または無国籍者、高齢労働者、障害を持つ労働者、非正規経済で働いている者、自営業者、季節・臨時労働者を含め、危険にさらされている特別な集団に特別な注意が払われなければならない。

97. さらに、移動労働者と正規の居住の地位を持たないその他の人々は、保健ケアにアクセスし、拘束や本国送還の危険なしに支援を求めることができなければならない。集団の排除は決して実施されてはならない。

4. 労働法を支持し、施行する

98. 国々は、労働法を支持し、労働者の権利を維持し、企業や雇用者がその被雇用者を搾取することを防ぐために自己申告を通してその施行を保障するべきである。

99. 国々は、労働検査が速やかに効果的に行われることを保障するために労働行政と施行を緊急に強化しなければならない。そのような検査は、搾取的な労働慣行を最も受けやすいセクターで労働者の状況の監視に重点を置くべきである。

100. 国々は、「企業と人権に関する指導原則」の効果的実施を保障しなければならない。国々は、企業

の間に現代の形態の奴隷制度に対する意識を高める手段も取り、真に、徹底的に脆弱な労働者が直面する危険を評価し、対応し、購買慣行が相当の注意義務の一部であり、募集手続きが奴隷のような慣行から適切に保護することを保障するために企業とかかわるべきである。

5. 国際連帯と協力

101. より良く再建するようにとの事務総長の呼び掛けに続いて¹³¹、国々は、この流行病の悪影響を最も受けている個人のニーズを考慮し、国際通貨基金、世界銀行グループ及びその他の国際金融機関を通じた、開発途上国が利用できる資金を増額するべきである。現代の形態の奴隷制度の根本原因に対処することが、結果として生じる財政戦略に組み入れられるべきである。

102. 流行病中に、国々は、現代の形態の奴隷制度の被害者が保護され、他の者たちが、こういった慣行を利用して搾取されることを防止するために、ある国々に課されている経済制裁とその他の強制措置も緩めるべきである。

103. 「同盟 8.7」や国々、市民社会、国際団体及びその他のステイクホルダーがかかわるその他の多様なステイクホルダーのパートナーシップは、共通の世界的反奴隷制度戦略に同意し、実施する目的で、促進されるべきである。

高齢者の人権：データ格差(A/HRC/45/14)

高齢者によるすべての人権の享受に関する独立専門家報告書

概要

本報告書は、高齢者の人権に関する決議第 42/12 に従って、人権理事会に提出されるものである。

報告書の中で、独立専門家は、証拠に基づいた情報を得た意思決定と規範的行動の前提条件として、高齢者の人権の実現のためのデータの重要性を調べている。特に、独立専門家は、高齢者の現在のデータ格差、その原因、高齢者によるすべての人権の享受に与えるインパクト並びにこの状況でのデータ革命に関連する見通しと危険を分析している。本報告書には、報告期間中の独立専門家と彼女の前任者の活動の全体像も含まれている。

I. 序論

1. 本報告書は、高齢者の人権に関する決議第 42/12 に従って人権理事会に提出されるものである。報告書の中で、高齢者によるすべての人権の享受に関する独立専門家は、意思決定と規範的行動の前提条件としての高齢者の人権の実現のためのデータの重要性を調べている。特に、独立専門家は、高齢者に関する現在のデータ格差、その原因、それが高齢者によるすべての人権の享受に与えるインパクト並び

¹³¹ 国連、「COVID-19 は世界的な目覚ましの呼び掛けでなければならない、と事務総長は、世界保健総会で述べ、ウィルスが『私たちを屈服させた』と述べた」、プレス・リリース、2020 年 5 月 18 日。

にこの状況でのデータ革命に関連する見通しと危険を分析している¹³²。報告書には、報告期間中の独立専門家と彼女の前任者の活動の全体像も含まれている。

2. 独立専門家 Claudia Mahler は、2020年5月1日にそのマンデートを引き受けた。彼女は、引き受けた道を切り拓く仕事と本報告書に向けた寄稿と実体的分析に対して、前任者 Rosa Kornfeld-Matte に深い感謝の念を表明している。

II. 独立専門家の活動

3. 報告期間中に、前独立専門家 Rosa Kornfeld-Matte は、2019年11月25日から12月3日まで中国を(A/HRC/45/14/Add1を参照)、2020年3月2日から12日までニュージーランドを(A/HRC/45/14/Add.2を参照)を訪問した。Ms. Kornfeld-Matte は、訪問前、訪問中、訪問後の協力と実り多い建設的対話に対してこれら国々の政府に感謝の念を表明している。

4. 第42回人権理事会の合間の2019年9月13日に、独立専門家は、各国、国際団体、国連機関及び市民社会の代表と共に、「人道的緊急事態中及びその後の高齢者にとっての状況格差と人権」と題する参加型のパネル討論を開催した。この行事は、アルゼンチン、チリ、国連難民高等弁務官、HelpAgeの代表者たちと共に開催され、「高齢者の人権に関する友好国グループ」の支援を得た¹³³。これは、緊急事態における高齢者の人権に関する独立専門家の報告書(A/HRC/42/42)で分かったことに関して深みのある対話を可能にし、この間に独立専門家は、高齢化に対する人権に基づく取組が絶対に必要であることを強調した。彼女は、これが高齢化に対する積極的措置を可能にし、社会の高齢者に対する見方を再概念化すると述べた。高齢者をケアや支援の受動的受け手、福祉制度にかかる差し迫った重荷としてよりはむしろ社会への積極的貢献者として描くことが絶対に必要である。参加者たちも、共通の課題のみならず、2013年にマンデートが確立されて以来の業績について意見を交換した。この状況で、独立専門家は、高齢者の人権の保護をどのように強化するかに関する残る様々な見解の克服に向けた地域にわたる公約の保存の重要性を再確認した。

5. 2019年9月24日に、独立専門家は、国連難民高等弁務官事務所と HelpAge と共に、強制移動の状況にある高齢者に関するパネル討論を開催した。こういった状況にある高齢者による人権の享受に対する特別な障害を強調している緊急状況にある高齢者に関する独立専門家の年次報告書(A/HRC/42/43)は、討論の基盤として役立った。パネリストたちは、強制移動の状況では、紛争のためであれ、気候のためであれ、高齢者は、人道支援と基本的サービスへのアクセスを得る際の追加の障害によってさらに悪化する暴力、搾取、虐待の高い危険に直面することで意見が一致した。討論参加者は、不相応に悪

¹³² www.undatarevolution.org/data-revolution/#nav-mobile を参照。「データ革命」の必要性は、「ミレニアム開発目標」後の世界開発アジェンダに関して助言するために、当時の国連事務総長潘基文によって任命された「2015年後の開発アジェンダに関する著名人交換パネル」によって初めて表明された。高官パネルの報告書は、かなり短く、大きな解釈の余地を残している：「より良いデータと統計は、各国政府が進歩を追跡し、その決定が証拠に基づくものであることを確かめる手助けをする；説明責任も強化できる。これは各国政府に限られるわけではない。国際機関、市民社会団体、民間セクターもかかわるべきである。」さらに、「真のデータ革命は、意思決定に統計を完全に統合し、データへの開放されたアクセスと利用を推進し、統計制度に対する支援の強化を保障するために、既存の及び新しいデータ源に基づくであろう。」*新しい世界パートナーシップ: 貧困を根絶し持続可能な開発を通して経済を変革する: 2015年以降の開発アジェンダに関する著名人高官パネル報告書*、23頁ff。

¹³³ 非公式に GoF-HROPP として広く知られている。

影響を受けているにもかかわらず、高齢者と国内避難民は、特にその参加の権利が支持される時、対応と解決の道に貢献する実体的能力を有していることを強調した。

6. 総会決議第 72/144 号に従って、2019 年 10 月 1 日に、独立専門家は、「社会開発」の所定の議事項目の下で、総会での意見交換対話で演説し、これに関わった。彼女は、この時に、高齢者は数字の上でも政策策定でも継続して不可視的のままであったので、「国際高齢者の日」に、第 3 委員会で演説するこの特別な機会を歓迎した。彼女のプレゼンテーションは、もし既存の保護格差が効果的に対処されるべきものならば、非常に重要であると彼女が考えている問題である緊急事態における高齢者に重点を置いた。彼女は、彼女が主として発見したことを分かち合い、高齢者の権利の推進と保護を確保する適切で効果的な枠組を立案し、実施する際に、国々とその他のステイクホルダーを支援することを目的とした問題に関して勧告を出した。

7. 2019 年 10 月 1 日の第 13 回「国際高齢者の日」を記念するステートメントの中で、独立専門家は、高齢者の権利のために立ち上がるようすべての人々に呼びかけた。彼女は、高齢者は---女性、子ども、障害者、移動者または難民とは違って---特定の普遍的な人権条約で保護されていないことを強調し、高齢者専門の法的文書の不在も、現地での国連の行動を導く「持続可能な開発目標」を含めた世界的な政策枠組で高齢の男性と女性が直面する特別な課題への注意の欠如を説明しているのかも知れないことを強調した。彼女は、「持続可能な開発目標」の実施にとって、時が経つにつれての進歩の包摂性と持続可能性を保障するために、国際人権枠組に基づくことが極めて重要であることを強調した。

8. 2019 年 9 月 30 日と 10 月 1 日に、チェキアの労働・社会問題省は、高齢者の人権に関する国際会議を開催し、暴力・虐待・ネグレクトに関するパネル討論に参加するようマンドートを招いた。この会議は、実施と規制不足に関する 2 つの意見交換パネル討論をめぐって、約 150 名の参加者を集めた。この討議は、マンドートによる以前の報告書と勧告の編集によって特徴づけられた。

9. 2019 年 11 月 5 日から 7 日まで、マンドート保持者は、その概念化をマンドートが実体的に支援してきた「高齢化の法的・倫理的・社会的意味合い: 高齢者の人権と保健を推進するための国際的法的枠組に向けて」と題するワークショップに参加した。このワークショップは、ジュネーブの Brocher 財団¹³⁴によって開催され、高齢者に関する可能な法的文書に保健と人権に関する問題をいかに推進し、相乗作用に備えるかという問題を包括的に検討するために、学際的な学者のグループ並びに世界保健機関 (WHO)、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)及び国連社会開発調査機関、並びに国際赤十字連盟と高齢化 NGO 委員会のようなジュネーブに本拠を置く機関を集めた。2016 年の独立専門家の包括的な報告書(A/HRC/3/44)が、これら勧告の実施にどのように貢献するかに関する建設的で創造的討議の土台を提供した。討議は、世界基準の採択に向けた継続中の努力に教訓を垂れる目的で、「WHO たばこ管理枠組条約」とその実施・監視メカニズムの起源のような世界保健法に関する地域の発展と詳細な事例研究を長々と論じた。「高齢化に関する無期限作業部会」のレヴェルでの折衝に具体的インプットとしてのコンセンサスを求めて、代替の条約機関監視メカニズムを探求した。これも、この点で採択できる革新

¹³⁴ この状況での特別な評価は、Stephania Negri, Allyn Taylor, Paricia c. Kuszler, Angus E. M. Waltace 及び Jamie Behrendt のお陰である。

的解決策を明らかにするための高齢者の人権に関するハッカソン道程表¹³⁵を準備するために役立った。

10. 2019年11月18日に、マンデートは人道緊急状態での高齢者に関して分かったことと勧告を欧州経済委員会の高齢化に関する政府間作業部会に説明した。この説明は、同じトピックでの作業部会自身の討論の一部であり、「緊急状態における高齢者に関する委員会の政策説明第25号」を特徴づけるために開催された¹³⁶。

11. 2019年12月17日と18日に、マンデートは、ジュネーブで開催された初めての「世界難民フォーラム」に参加した。このかわりには、「フォーラム」の専門家集団に緊急状況にある高齢者に関する独立専門家の報告書(A/HRC/42/43)の中で分かったことと勧告をさらに普及する機会を提供し、より包摂的な社会の建設の一部として、強制的に移動させられた高齢者の人権を推進し保護する具体的な誓約の基礎としても役立った。

12. 2020年1月21日に、マンデート保持者は、国際電気通信連合と高齢化に関する機関間グループとのウェビナー会議に参加したが、これはICTと高齢者に重点を置くものであった。これは、様々な分析からのマンデートの蓄積された結果をさらに普及する機会であり、人権の角度からデジタル化に関連する可能性と危険に関する特別な勧告を分かち合う機会でもあった。

13. コロナウィルス病(COVID-19)の勃発の状況で、独立専門家は、連帯を行使し、高齢者をより良く保護するようとの呼びかけを出した。彼女は、乏しい医療資金の配分をめぐる決定が、年齢にのみ基づいて行われるかも知れないことに深い懸念を表明し、そのような決定が医療上の必要性和利用できる最高の科学的証拠に基づいてなされることを保障するために、トリアージ(選別)プロトコルが開発され、従われるよう要請した。独立専門家は、流行病が明らかにした深く根付いた年齢差別主義を嘆かわしく思った。2020年4月28日に、彼女は、障害とアクセス可能性に関する事務総長特使の Maria Soledad Cisternas Reyes と共に共同声明を出し、COVID-19の流行が、障害を持つ女性と女兒と高齢者に与える不相応に否定的なインパクトを強調した。

14. この関連で、2020年5月1日に、国連事務総長は、「COVID-19が高齢者に与えるインパクトに関する政策説明書」を開始し、COVID-19の流行によって引き起こされる世界中の高齢者の口に出せない恐怖と苦しみを強調した。彼は、年齢に特化したデータの利用可能性における重要な格差を危機が明らかにしたとも述べ、データの分類の見直しの必要性に留意した。さらに、彼は、高齢者の人権を保護するために、国内レベルでも国際レベルでもより強力な法的枠組を構築することを呼びかけた。

15. COVID-19のインパクトは、2020年5月1日にその責務を担うことになった新独立専門家 Claudia Mahler の初めての活動も特徴づけてきた。これを背景として、彼女は、この課題の多い時代に高齢者の権利を推進する方法と議論から行動へとどのように移るのかに関して2020年5月12日に国連人権高等弁務官とヴァーチャルの会話に関わった。このウェビナーは、NGO 高齢化委員会によって開催された。チリとスロヴェニアの代表部大使が、ニューヨークとジュネーブの高齢者の権利友好国グループの

¹³⁵ 高齢化に関する無期限作業部会の第11回会期の合間の2020年4月に開催されることが計画されているこのテーマ別創造的問題解決行事は、コロナウィルス病(COVID-19)の勃発のために延期されている。

¹³⁶ ECE/WG.1/2019/RD2を参照。

議長としてのそれぞれの権限で、開会時と閉会時にこの行事で演説した。

16. 2020年5月21日に、独立専門家は、パネリストとして、緩和ケアとCOVID-19に関するウェビナーに参加した。彼女は、高齢者のための緩和ケアを改善するための緊急で持続可能な対応の必要性を強調し、痛みと苦しみ---残酷かつ非人間的また品位を落とす扱いともなる---を防止する国家の責務を強調した。彼女は、国連人口基金(UNFPA)によって開催され、2020年5月27日に開かれた「COVID-19流行中に高齢者の権利を保護する」と題するウェビナーでもパネリストを務め、ここで彼女は、COVID-19の流行中に対処するつもり優先問題を概説し、高齢者の権利を政治的・政策的場の中心に移す必要性を強調した。

17. 地域の側面を考慮して、2020年6月5日に、独立専門家は、COVID-19が高齢者の人権に与えるインパクトに関する市民社会団体のアフリカの地域連合である高齢化に関するステイクホルダー・グループが開催したウェブ・トークにパネリストとして参加した。彼女の発言は、この健康上の流行病のカギとなる課題に対処する手助けとなるガイダンスを提供する規範的枠組として、「アフリカの高齢者の権利に関する人権と諸国民の権利アフリカ憲章の議定書」の重要性に重点を置いた。

18. 2020年6月15日の「世界高齢者虐待意識啓発デー」の報道への声明の中で、独立専門家は、各国政府と国際社会に、世界的連帯を行使し、ネグレクトを含めた身体的・心理的虐待を効果的に防止し、高齢者を保護する行動を強化するよう要請した。彼女は、COVID-19の勃発の状況での困惑する言葉の上での軽蔑的なオンラインの虐待に言及し、メディアでの軽蔑的なコメントは、高齢者の尊厳に対する直接的攻撃となると述べた。彼女は、年齢差別主義的取り組みを避ける措置を実施し、監視するよう国々に要請し、高齢者には、その人権が侵害された時に救済と矯正を提供する説明責任メカニズムにアクセスできることが必要であることを強調した。

III. 高齢者に関する代表と意味あるデータ¹³⁷

A. なぜデータが問題か

19. 現在まで、高齢者の生きた現実とその人権の享受を捉えるために利用できるデータに重大な格差がある。高齢者に関する重要なデータと情報のこの欠如は、それ自体が排除の警報であり、意味のある政策策定と規範的行動を実際に不可能にする。高齢者の権利の実現に対するこの障害を克服するには、デジタルとアナログの現実またはいわゆるデジタル性の絡み合いを考慮に入れる方法とプロセスの根本的な概念的変化が必要である¹³⁸。

20. 包括的で、意味のある、信頼できるデータは、世界的な高齢化と年齢構造の変化のインパクトに対

¹³⁷ 「データ」は総称として使われており、これには、これに限られるわけではないが、統計が含まれる。これは、地方レベルであろうと、国内レベルであろうと、地域レベルであろうと、世界レベルであろうと、その他の政府または非政府機関のみならず、国の統計局によって編集された幅広い質的・量的な標準化された情報を含むものとみられている。

¹³⁸ 「デジタル性」とは、それによってアナログがオフラインにあるもののみならず「時代遅れ」と同義語としても用いられている物も含むデジタルとアナログのもつれを言う。これは新しいをデジタルと置き換えるものと理解されている。従って、報告書の状況では、これは高齢者のデータを支える新しい概念的枠組の必要性にも言及している。Manuel Castells、ネットワーク社会の台頭、第2版(Wiley-Blackwell、2009年)を参照。

する理解を高める際にカギとなる役割を果たす。これは高齢者のニーズについての基本的知識を、育成し、既存の措置の効果を評価するための条件を生み出す。これは、具体的な格差を明らかにし、対象を絞った措置の策定を改善し、その実施を監視し、進歩に関して報告するために必要な証拠基盤も提供する。データは、築かれた環境のアクセス可能性、所得の適切性または社会保護がいかに高齢者の自治を可能にするかまたは制限するかを反映するために必要である。年齢別・性別・関連する社会経済的特徴別の公共データに高齢者を含めることは、高齢者を包摂する効果的な公共の政策策定の基本である¹³⁹。

21. 統計目的で囲まれた高齢化のカテゴリーの枠付けは、年齢差別主義的態度を含め、老後と高齢者のついでに社会的想定を再生産する。データ収集努力で、高齢者とその代表団体とかかわることは、排除を永続化するかも知れない老後と高齢者の固定観念的で単純化した描き方を避けて、この人口グループに関する情報の幅と深みを改善するであろう。データが単に高齢者が直面する課題を描くのみならず社会レベルでも、個人レベルでも、高齢化の機会も描くことを保障するであろう。

22. データ収集のもう一つのカギとなる機能は、それが意識啓発とエンパワメントに貢献することである。高齢者が取り残される構造的・組織的様態並びに彼らが社会に貢献する役割に光を当てることは、特に晩年が避けられない損失と衰えの段階以上のものであるために、晩年に対する認識を徐々に変える手助けができる。

23. 高齢者不平等を防止するために、若いころの介入が必要とされる。従って、効果的に行動を特徴づけることのできるデータが生涯にわたる取組を取り、晩年に最もインパクトを与える若年・中年の要因を明らかにする必要がある。さらに、社会経済的要因、ジェンダー、障害、民族的マイノリティの出身であること及び不平等に繋がるかも知れないその他の特徴や条件のような要因が、高齢期に増幅される傾向にある。

24. さらに、高齢者が直面する重複し、重なり合い、悪化する形態の差別と特にとりわけ高齢女性、障害者、アフリカ系の人々、先住民族に属する個人、国籍、民族的、宗教的、言語的マイノリティに属する人々、農山漁村の人々、路上で暮らす人々、移動者、難民の間の貧困と孤立の発生の高さ(A/HRC/RES/33/53を参照)は、高齢者の排除と不平等に対処するという巨大な仕事にとりかかるために情報を得た政策策定ができるために重要なデータによって確かめられ、支援される必要がある。

B. データ格差の難題

1. 利用可能性

25. データの利用可能性は、高齢者の人権保護格差を決定し、法律・政策・慣行でこれらに効果的に対処する際の前提条件である。調査と国勢調査から高齢者を排除することは、彼らが社会に参画し、他と同等に人権を享受することができる程度を理解する能力に影響を及ぼす。重要なデータと統計の欠如のために、高齢者が直面する不平等は、しばしば不可視的なままである¹⁴⁰。

26. 高齢者がその人権を享受する程度の分析を可能にする高齢化または高齢者に関する全世界の専門的

¹³⁹ 国連事務総長、COVID-19が高齢者に与えるインパクトに関する政策説明書。

¹⁴⁰ 同上。

調査の限界質量はまだない。そのような調査が行われているところでは、それらは範囲において必ずしも包括的ではなく、重要な人権の側面を除外している。

27. 一般的分析に関しては、それらは包括的に高齢者の状況を捉えるために特に立案されてはいない。それらは事実上高齢者を除外しているかまたはそのありとあらゆる人権課題をカバーしているかのどちらかである。例えば、WHO による調査に含まれた 133 か国のうち、わずか 17%だけが、高齢者に対する虐待と暴力に関するデータを集めていた¹⁴¹。データに対する人権に基づく取組には、高齢者、特に最も不利な条件にあり周縁化されている者が、国の大規模なデータ収集努力に含まれなければならない。

28. 国々は高齢者の比較的数量及び絶対数において様々であり、高齢者が農山漁村地域、都会地域または都会周辺地域で暮らしている可能性がより高いのかどうかに関しては、非公式の定住地と難民または国内避難民が多い地域を含め、また、高齢者が家族の中、一人でまたは隠居所で暮らしているのかどうかについても様々である。高齢者人口はいたるところで増えているが、古典的な人口調査は世界中で標準的ではなく、国々の中には高齢者に関するデータを集めていないところもあることが雄弁に物語っている。さらに、人口調査が行われているところでは、高齢者が別箇のテーマ別調査報告書の重点となることは減多にない¹⁴²。

29. データ収集プログラムの企画立案段階で高齢者を含めることが不可欠である。標準的サンプル・デザインが、高齢者の十分な代表を生むことができない場合には、代替のサンプリングとデータ収集取り組みが考慮されなければならない。

2. アクセス可能性

30. 重要なデータ収集のもう一つの前提条件は、彼らについての公共政策討議に高齢者が参加することを保障することである。これは、代わって、データ収集努力とそのようなデータにアクセスできるかどうかについての情報を必要とする。高齢者に関するデータのアクセス可能性とその分析と解釈を促進するために、メタデータ(例えば、データを描写するデータ)とパラデータ(例えば、データが収集されるプロセスについてのデータ)が、データ収集者とデータ収集の道具にわたって利用され標準化されるために必要である¹⁴³。これはデータの限界を理解し、データ・セットの情報の価値と代表性を決定する前に可能な偏見を明らかにするために極めて重要である。

31. メタデータとパラデータは、切り落とし年齢の利用、サンプルのサイズ及び範囲を明らかにすることも知れない。これらは、例えば、施設ケアの場にいる高齢者がサンプルの一部であるのかどうか、失業の数が引退した者を含むのかどうか、またはケアの提供が正規のケアと非正規のケアの双方をカバーするのかどうかを決定することを可能にする。従って、公式統計を生み出すために用いられる出どころ、方法、手続きを含む調査のデザインとデータ収集方法論に関する公にアクセスできる情報は、データの持続可能性と適切性を評価するために、従って正確な分析と読み方を保障するために極めて重要で

¹⁴¹ www.who.int/violence_injury_prevention/violence/status_report/2014/en/より閲覧可能。

¹⁴² HelpAge インターナショナル、「アジア太平洋の高齢化に関するデータ地図作成: 分析的報告書」(2015年)。

¹⁴³ 国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)、「データへの人権に基づく取組: 『持続可能な開発 2030 アジェンダ』の誰も取り残さない」(2018年)、7頁。

ある。

3. 意味のある代表的データ

32. データへの人権に基づく取組の中心的要素は、その分類である。これは、高齢者の他の人口グループとの最初の比較と評価を可能にし、国家の人権責務の一部を形成する¹⁴⁴。例えば、分類データは、可能な不平等と差別の程度についての情報を提供するために重要であり、対象を絞った公共政策の立案と策定の前提条件となる。同時に、データをどのように集めるかを立案する際に用いられる技術的仕様とデータの内訳は、政策と規範的行動のインパクトを監視し、測定する際の助けとなる。

33. 典型的に、高齢者は、55歳以上、60歳以上または65歳以上という年齢集団として統計では代表されている。そのような大きな無制限の年齢集団は、高齢期の異なった段階での生涯の経験の変化に関して統計的な明快さを提供していない。また、不平等と差別のパターンや貧困、孤立、長期的失業に繋がる底辺にある要因も明らかにすることを可能にもしていない。その結果、年齢別データの不在が、高齢者のニーズや権利が見過ごされる可能性がより高い緊急事態の状況のような不安定な状況を含め、対象を絞った政策企画と対応を妨げている¹⁴⁵。

34. 高齢者に影響を及ぼす政策を特徴づけるために、より粒状の意味あるデータ分析を達成するために、データは年齢別に分類されているのみならず、性、障害、婚姻状態、家庭または家族の構成、居住地域の型を含めたその他の重要な側面別にも分類されている必要がある。重要なデータの完全な高齢分類を確保し、5年毎の年齢層の高齢者に関する利用できるデータの創出と集計を推進するために、社会福祉、暴力、公的参画及びその他の重要な指標に関するデータの既存の分類プロトコールを見直す必要性がある¹⁴⁶。

35. この状況で、小さなサンプル・サイズの利用は、高齢者に関するデータの分類を難しくする。高齢者に関する情報を集める一般調査は、しばしば、最も基本的な社会人口学的変数によって分類ができ、第三と第四の年齢の間の差のような人生の特異性を明らかにするには小さ過ぎる高齢集団のサンプル・サイズを利用している。同様に、縦断調査は、しばしば、高齢者集団を含めることができず、高齢が、ジェンダーや社会経済的地位のようなその他の側面との重なり合いでの特別な課題に関する重要なデータ格差に繋がる。

36. 検討されなければならない高齢者に関する正確なデータ収集に対するその他の課題がある。例えば、高齢の定義は、データが収集され、ニーズが評価され、対応が形成される方法を決定する。法律、政策、データ収集の目的のために、高齢と高齢者は、単なる年代順の用語で典型的に定義されている。年齢は社会構造であることを念頭に置けば、年代順の年齢にのみに基づく定義は、地方の人生の現実と認識には及ばない。状況によっては、高齢者は、成人した子どもまたは孫と一緒にいる者、または社会またはその他の領域で主導的人物である者より成っている可能性もある。ある部分母集団は、否定的な

¹⁴⁴ 同上。

¹⁴⁵ A/HRC/42/43、パラ 46。

¹⁴⁶ 人口住居調査のための原則と勧告(2017年)、改訂版3、https://unstats.un.org/unsd/demographic-social/Standards-and-Methods/files/Principles_and_Recommendations/Pplulation-and-Housing-Censuses/Series_M67rev.3-E.pdf より閲覧可能。

生活条件のために、他よりも早く高齢化の生物学的兆候に直面しているかも知れない---難民または囚人のように。戦争、紛争、自然災害の条件を耐えてきた人々は、豊かな社会の健全な高齢化の測定基準で測ることはできない¹⁴⁷。

37. 収集されているところで、高齢者に関するデータは、年代順の年齢、健康状態、生命段階、生活取り決め、ニーズの点で、すべての年齢集団の中で最も多様であるのだが、均一の集団としてしばしば描かれる。従って、統計制度は、もっとニュアンスに富んだ高齢に対する理解と高齢者による異なった形態の参画と貢献の可能性に対する理解を体現することが必要である。

38. 高齢者に関するデータの利用可能性と価値を制約する方法論的限界もある。ほとんどの調査は、高齢者に捧げられるものでさえ、施設のケアを受けている高齢者、高齢囚人または高齢無宿者を考慮に入れることができないでいる。これに対する理由の中には、情報の不完全な公式登録またはその欠如、伝統的な生活時間調査の利用、同意を得なければならないいわゆる門番の利用のために、参加するようにと高齢者を募集する際の困難がある。さらに、高齢移動者、家庭でケアを受けている高齢者、認知症の高齢者、農山漁村または遠隔地で暮らしている者のような母集団の中には、言語の障害、行政記録の欠如、身体的または認知的障害、及び遠隔地であることのために排除されるかも知れない者もある。

39. 参加型取組の適用は、高齢者のあるグループの間の対応率を改善する手助けができる。これは、重複する形態の差別を経験している者または非正規の高齢移動者、難民、国内避難民のような行政記録から排除されている者に特に関連するかも知れない。

40. 統一した取組と高齢及び標準化した概念と問題、変数及び年齢グループに対する統一した理解の欠如は、既存のデータが国々の中及び間で首尾一貫したものでなければ比較できるものでもないことを意味する¹⁴⁸。

C. データ革命

41. ニュー・テクノロジーは、量、詳細のレベル及びスピードの点で利用できるデータの指数関数的増加につながっている。このデータ革命は、データの範囲の統合と拡大を通して、これまでは公式統計で用いられてこなかった非伝統的出典を組み入れることにより、高齢者に関するデータ格差に対処する前例のない可能性を生み出している¹⁴⁹。

42. 新しいデータの多くは、人々が残すデジタルの足跡から、またはセンサーが可能とする物体から、受動的に集められるかまたはアルゴリズムを通して推測される。デジタル的に目に見えない高齢者を見過ごす危険は、重要な課題となる。高齢者の間の「スマート」なデジタル技術とオンラインのソーシャル・ネットワークの採用率は、母集団の中の平均よりもかなり低く、従ってデジタルの足跡は高齢者、特に最も年長いた高齢者を代表するものではないかも知れない。高齢者のデジタル包摂に

¹⁴⁷ 国境なき医師団、「危機にある高齢者: 脆弱性とニーズに対する MSF の取組みの見直し」、www.msf.org/uk/sites/uk.files/older_people_in_crisis_final_oct_2012.pdf、4 頁より閲覧可能。

¹⁴⁸ 欧州経済委員会、*年齢関連の統計に関する勧告*、年齢関連の統計に関するタスク・フォースが準備(国連出版物、2016 年)。

¹⁴⁹ 「2015 年以降の開発アジェンダに関する著名人の高官パネル」報告書、www.post2020hlp.org/wp-content/uploads/docca/UN-Report.pdf より閲覧可能を参照。

対する障害には、低いデジタル識字、接続の困難並びに高齢者のデジタル機具へのアクセスを否定するかも知れない家庭内の不均衡な力関係のみならず、聴力、視力、認識力の障害と認知症のような精神的条件も含まれる。そのようなデータに基づく意思決定は、年齢グループのより脆弱な者を見過ごす可能性がある。さらに、底辺にある高齢化と高齢者に対する人間の偏見に対する理解の欠如を再生産するアルゴリズムの危険がある¹⁵⁰。

43. 補助的でスマートな高齢化技術の高齢者による利用を通して集められたデータは、特に微妙である。これは、高齢者の健康状態とケア・ニーズのより正確な予見性を含め、対象を絞ったサービスを立案するために、完全な分析と継続する監視を可能にするための、個人的な生理学的または保健上のデータを行動パターンに関するデータや湿度や気温のような環境データと関連づける。目標は、高齢者がより長く自治的で独立した生活を送ることができるようにすることであるが、データ保護とプライバシーについてかなりの懸念がある。健康状態を含め、微妙な個人情報に関連するデータは、当該高齢者の明白な同意があつてのみ扱われるべきである¹⁵¹。機器がより自動的になるにつれて、これらシステムはデータ収集と分析に基づいて機能するので、データ収集はさらに拡大し、そのような懸念が増幅する。

44. 特に行動データを含め、受動的に、包括的に生み出されるデータは、高齢者を、自治的である者、準自治的である者、依存している者へと分類できるようにし、個人化したそのニーズの予言、それらに対処するための処方箋を可能にしている。個人の自治の尊重も高齢者が期待されていることからそれることを認める必要性を意味する。

45. 高齢者が積極的に提供するデータと第三者によって生み出され、仲介される受動的データの巨大な量との間の増加するギャップは、対処する必要のあるデータ保護、個人データの主権、情報の自己決定に関連する課題を拡大する。既存の枠組みを包括的に評価し、ニュー・テクノロジーを通してデータ収集から出てくる課題に対処するために、これを更新する必要性がある¹⁵²。

D. 法的・政策的枠組と最近のイニシアティブの全体像

46. 既存の国際人権枠組は、高齢者の権利の実施を効果的に監視し、測定するために集められる高齢者に関するデータに対する特別な責務を現在含んでいない。

47. 経済的・社会的・文化的権利委員会は、「経済的・社会的・文化的権利国際規約」に効果を与える際のデータの役割を認めている。経済的・社会的・文化的権利における非差別に関する一般勧告第20号(2009年)で、委員会は、禁止されている差別の根拠に基づいて分類された適切な指標と基準を用いるよ

¹⁵⁰ Mario Callegaro と Yongwei Yang, 「『ビッグ・データ』の時代の調査の役割」、調査の *Palgrave* ハンドブック (2017年)、175-192 頁; Robin Allen と Dee Masters, 「人口知能: アルゴリズム、機会学習、自動意思決定によって引き起こされる差別からの保護への権利」、2019年10月2日にオンラインで発表、1-14 頁; 及び Anthony Flores 他, 「偽の肯定、偽の否定、偽の分析: 『破壊のバイアス: 未来の犯人を予言するために国中で利用されるソフトウェアがあり黒人に対する偏見がある』」、*連邦保護観察ジャーナル*、第 80 巻、第 2 号(2016年)、38-46 頁。

¹⁵¹ OHCHR, 「データへの人権に基づく取組: 『持続可能な開発 2030 アジェンダ』の誰も取り残さない」(2018年)、17 頁。

¹⁵² 「洞察力とインパクトと完結性ですべての人々によるいたるところでの行動のための事務総長のデータ戦略」、2020-2022年、27 頁。

う、国内戦略、政策、計画に要請している。年齢はある状況によってのみ禁止される根拠となると述べることにより、委員会は、他の根拠と平等な水準の保護を年齢差別のせいにはできないでいた。委員会は、仕事と年金の分野での差別にのみ重点を置いた。つまり、データ収集、分析、普及のための一般的責務と年齢差別の一般的な禁止の欠如は、高齢者の権利を監視し、年齢差別の証拠としてデータを集めるための適切な枠組を生み出してはいない。高齢者の経済的・社会的・文化的権利に関する委員会の以前の一般コメント第6号(1995号)もデータ収集と分類への言及は含んでいない。女子差別撤廃委員会の一般勧告第27号(2010年)は、年齢別・性別データの必要性に言及し、脆弱な集団と状況を強調しているが¹⁵³、高齢女性にのみ当てはまる。

48. 「高齢者の人権保護に関する米州条約」と「アフリカの高齢者の権利に関する人権と諸国民の権利に関するアフリカ憲章議定書」から引き出される地域レベルでのガイダンスがいくつかある。例えば、「米州条約」の第30条は、金融サービスへの平等なアクセスを確保するよう加盟国に要請している。この責務は、万人のための銀行業務、保険、金融サービスへのアクセスの拡大に関する「持続可能な開発目標」のターゲット8:10の実施を特徴づけることができよう¹⁵⁴。「アフリカの高齢者の権利に関する人権と諸国民の権利に関するアフリカ憲章議定書」の第21条は、データの調整と収集を検討し、締約国は、国の政策、戦略、法律に高齢者の権利の統合と実施を評価し、監視し、調整する責任をもって高齢者に関する国のメカニズムの開発も要請している。

49. 「高齢化に関するマドリッド国際行動計画」は、高齢者に関する主要な国際政策枠組として、改善されたデータ収集と分析の必要性にはほとんど言及していない。「行動計画」の国の見直しと評価を促進するために、経済社会問題局は、指標を開発してきた¹⁵⁵。「行動計画」の実施の状況で、国々の中には、状況とニーズに対する理解を高める高齢者に関する調査も行ったところもある¹⁵⁶。さらに、地域の努力は、これが「行動計画」の監視に対する包括的な世界的取り組みの欠如を代替することはできないけれども¹⁵⁷、「行動計画」の実施を支援するデータの利用可能性、アクセス可能性、比較可能性の進歩に貢献してきた¹⁵⁸。進歩は遂げられてきたが、依然として限られており、不均衡であり、データ格差が根強く続いている。

¹⁵³ 高齢女性とその人権の保護に関する一般勧告第27号(2010年)、パラ19。

¹⁵⁴ ラテンアメリカ・カリブ海経済委員会、Sandra Huenchuan と Emiliana Rivers(編)、*Experiencias y Prioridades Para Incluir a las Personas Mayores en la Implementacion y Seguimiento de la Agenda 2030 para el Desarrollo Sostenible*(国連出版物、LC/MEX/SEM.245/1)。

¹⁵⁵ 経済社会問題局、「高齢化に関するマドリッド国際行動計画」の見直しと評価のためのガイドライン: ボトム・アップの参加型取組、www.monitoringris.org/documents/imp_glob/Guidelines_draft_final_June.pdf より閲覧可能。

¹⁵⁶ A/HRC/33/44 を参照。

¹⁵⁷ Asghar Zaidi、高齢化に関するマドリッド行動計画を実施する: 我々は何を学んだのか? そしてここからどこへ行くのか?(2018年)、<http://hdr.undp.org/en/content/implementing-madrid-plan-action-ageing-what-have-we-learned-and-where-do-we-go-here> より閲覧可能。

¹⁵⁸ www.unecce.org/statistics/networks-of-experts/task-force-on-aging-related-statistics.html; Asghar Zaidi、Jane Parry、Jinpil Um、「アジア太平洋地域の状況での高齢化に関するマドリッド国際行動計画の実施を監視するためのツールキットを開発する」社会開発調査文書2018/02号; Michael Murphy、「世界開発の状況でのサハラ以南アフリカでの高齢化: 多様な指標調査プロジェクト」、2018年を参照。

50. 「持続可能な開発目標」は、高齢者の可視性を高め、高齢期の不平等に光を当てる貴重な機会となる。しかし、高齢者への特別な言及はまれである。「万人」または「すべての年齢」の人々への言及は、自然高齢者も含まれるすべての社会集団のニーズに応えるという「目標」の中の意図を反映している。ほとんどの指標にとって、実施が年齢によって分類されなければならないことは注目に値する。例えば、ターゲット 17,18 は、年齢別の質の高い、時宜を得た、信頼できるデータの利用可能性をかなり高めることである。しかし、かなりの格差がある。「持続可能な開発目標 3」を測定するための指標は、70 歳以降に非伝染性疾患で亡くなった人を除外している¹⁵⁹。そのような指標は、大部分が気付かれずに対処されないままであるが、年齢差別主義の態度と慣行を支持するものである。「持続可能な開発目標」は、世界中で一般的なデータ収集を改善する触媒であるが、多くの国は未だに高齢者に関するデータを生み出す際に後れを取っており、「目標」の実施を監視するために必要な組織的な分類された分析を欠いている。

51. 国連や国際人権メカズムのような多国間機関で、高齢者に関して、地域レベルでもデータ収集と普及を強化するための繰り返される呼び掛けとイニシャティヴがあった¹⁶⁰。例えば、欧州統計家会議ビューローは、2013 年に高齢化関連の統計に関するタスク・フォースを設立し、これが、この分野でのデータの利用可能性、アクセス可能性、比較可能性を改善することを目的とするガイドラインを開発した¹⁶¹。

52. 世界ヴェルのイニシャティヴは、高齢化関連の統計と年齢別データに関するいわゆる Titchfield グループである。この主として国の統計機関からの専門家の非公式の諮問グループは、高齢化関連の政策策定を支援して、統計データの利用可能性、アクセス可能性、比較可能性を改善するために統計委員会の支持を得て、2018 年に創設された。

53. Titchfield グループの全体的な目標は、高齢化の主要な側面に関するデータ作成のための標準化されたツールと方法と生涯にわたる年齢別データを開発することと、国々にこれを奨励することである。高齢化に関連する重要な領域の明確化は、欧州経済委員会の高齢化関連の統計に関する勧告と 2016 年から 2020 年までの高齢化と保健に関する WHO の世界戦略と行動計画並びに「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の要件のような最近の戦略を考慮に入れて、「高齢化に関するマドリード国際行動計画」の勧告から引きだされている。Titchfield グループが高齢者によるその人権の享受に関する意味あるデータに向けて貢献するためには、統計測定の改善に向けた人権枠組と関連責務を受け入れ、人権に基づく取組を保障するために政策策定に影響を及ぼす必要もあろう¹⁶²。

54. 積極的高齢化指数は、高齢者の可能性を捉えることを目的とするもう一つのイニシャティヴである。「高齢化に関するマドリード国際行動計画」の状況で、国内レベルでの優先事項の実施を特徴付

¹⁵⁹ <https://ageing-equal.org/trying-to-make-sense-of-ageism-inhealth/>; Peter Lloyd-Sherlock 他、「人口高齢化と保健」、*The Lancet*、第 379 巻、第 9823 号、1295-1296 頁; www.bmj.com/content/354/brmj.i4514。

¹⁶⁰ 例えば、A/61/167; 総会決議第 68/134 号; 総会決議第 69/146 号; A/HRC/41/32; 総会決議第 69/2 号、パラ 10; 世界保健機関 (WHO)、*高齢化と保健に関する世界報告書*、パラ 17-18 を参照。

¹⁶¹ www.unece.org/stqtisicsnetworks-of-experts/task-force-on-ageing-related-statistics.html を参照。

¹⁶² E/CN/3/2018/19 を参照。

けるために用いられてきた。これは、欧州全体にわたって、データのさらなる比較可能性という結果となった。高齢者に関する証拠に基づく政策のためにデータを提供しようとするもう一つの具体的試みは、世界年齢監視指数であり、これは、世界中の高齢者の生活の質を測定するものである。両指数は、進歩を評価し、国々がいかに選ばれた指数に関してその業績を改善できるかについて洞察力を提供するために既存のデータを利用する貴重なツールであるが、OHCHRによって開発され、ありとあらゆる人権をカバーする構造-プロセス-成果枠組に基づく包括的な人権に基づく指数が依然として高齢者の人権の実施を効果的に測定するために極めて重要である¹⁶³。

55. COVID-19の流行は、2020年5月に出された「COVID-19の高齢者へのインパクトに関する政策説明書」の中で国連事務総長によって認められているように、公的なデータ分析における高齢者の不可視性をさらに明らかにした。流行病の状況で、統計部は、標準化されたデータ収集助言に関してその支援を強化している。UNFPA、アフリカ経済委員会及び「持続可能な開発データ世界パートナーシップ」は、COVID-19に関連して、アフリカ諸国にデータ支援を提供することを決定した¹⁶⁴。

E. データ格差のインパクト

1. 年齢差別主義と年齢差別

56. 年齢差別主義は、世界レベルでカギとなる社会問題である。この用語は1969年に、Robert Neil Butlerによって造られたが、彼は、年齢に基づく個人または集団に対する固定観念化または差別を描写するためにこの概念を明らかにした。年齢差別主義と取り組むには、対象を絞った証拠に基づく措置が必要である。つまり年齢差別主義または高齢固定観念、高齢者に対する否定的な態度または偏見は現在データ・セットの中で考慮されていない。

57. 年齢差別主義のはっきりとした特徴は、その広がっていく性質と社会的受容である。年齢差別主義がどのように高齢期の人権侵害を牽引するかについて意識が高まってきているが、データ収集の点では優先事項の中では低い順位にある。高齢者と高齢化に対する認識と態度について情報を収集するために、ツールを開発することが極めて重要である¹⁶⁵。権利に対する意識と矯正の可能性に関するデータも必要とされる。

58. さらに、年齢差別を捉えることには、主観と比較の側面の要素がかかわる。高齢者となると、基準点は曖昧である。差別の経験の主観的評価に加えて、あるサービスや利益へのアクセスを制限する既存の年齢制限をめぐってデータが集められる必要がある。例えば、ケアにアクセスする際の障害を発見する調査は、同じニーズを持つ他の集団と比べて高齢者の異なった扱いが異なった成果という結果となったかどうかを発見する必要がある。例えば、障害を持つ高齢者を対象とする制度と障害を持つ比較的若い人々を対象とする制度と人生の比較的早い時期に障害者となった高齢者を対象とする制度の間に重要な矛盾がある¹⁶⁶。データ・セットは、年齢にかかわらずケアと支援への平等なアクセスを規定する国

¹⁶⁴ 国連人口基金、「高齢者にとっての COVID-19 の意味合い：流行病に対処する」、技術説明書、2020年4月、14頁。

¹⁶⁵ E/CN.5/2013/6; 及び Michael Murphy、「世界的開発の状況でのサハラ以南アフリカでの高齢化：重複する指標調査プロジェクト、2018年を参照。

¹⁶⁶ A/74/186 を参照。

の法律または政策の存在についての指標を含むべきである。データ収集努力も、高齢とその他の特徴との重なり合いのみならず、重複する差別の危険を測定するために拡大される必要がある。

59. 広く用いられている高齢依存率は¹⁶⁷、一定の年齢以上の人は経済的に依存しているものと考えている。これは、高齢者は比較的健康な生活を送っており経済的・非正規の活動に継続してかかわっており、多くの異なった役割りで社会に積極的に貢献しているとは考えていない。高齢者を給付の受動的な受け手として描くデータは、固定観念を育て永続化する。高齢者の貢献を裏付けるデータを照合することは、社会における高齢者のイメージと立場を矯正するために必要である。データは、固定観念を打ち破り、高齢者に対するあらゆる形態の差別と取り組むことに向けられるべきである。

2. 暴力、虐待及びネグレクト

60. 晩年の暴力、虐待、ネグレクトの経験に関するデータは、大きく欠けている¹⁶⁸。人口と健康調査は、情報格差を埋めるその可能性にもかかわらず、例えば、その権限から 50 歳以上の女性と 55 歳または 60 歳以上の男性を典型的に排除している¹⁶⁹。従って高齢者虐待は大部分が不可視のままである。これらデータ・セットは、女性に対する暴力に関する「持続可能な開発目標 5」の実施の状況での進歩に関する報告の基礎となっているので、幅広い影響力を持つ。

61. さらに、年齢切り捨てがなくとも、高齢者が暴力に関する調査の一部となることは滅多になく、利用される指標は、高齢者に対する暴力や虐待のすべての表れを発見するには適していないかも知れないことを経験が示している。高齢者虐待は、原因と表れ、加害者と結果の点でジェンダーに基づく暴力と同等視することはできない。既存の調査は、高齢者母集団に延長されるとしても、高齢者に対する暴力とネグレクト、特にケアの場で広がっている制度的年齢差別主義と資金不足を含めた構造的原因を明らかにするには適していない。

62. 例えば、世界的高齢化と成人保健に関する WHO の調査は¹⁷⁰、高齢者に重点を置いているが、暴力、虐待またはネグレクトのモジュールを含んでいない。安全性、保健状態及び傷害をめぐる問題は傷害が他人によって意図的に加えられているかどうかを部分的に明らかにできるが、例えば、蹴ったり、押したりのように傷害という結果とならなかった時、あらゆる形態の身体的暴力を発見できない¹⁷¹。同様に、言葉の上での、情緒的、性的、財政的虐待またはネグレクトの測定もなれば、加害者と被害者の間の関係、つまり、親戚なのか、または非公式または公式のケア提供者なのかについての報告もない。

63. 詳細な情報と分析の欠如は、虐待のパターンを明らかにし、既存の介入の格差を決定し、さらに高齢者を保護するために必要な具体的行動を明らかにする可能性を制限している。高齢者に対する暴力と虐待を理解するためには、高齢者はしばしばドメスティック・ヴァイオレンスに関する法律から除外さ

¹⁶⁷ www.oecd-library.org/docserver/pension_glance-3017-22-en.pdf?epires=158324426&id=id&accname=guest&checksum=5357EA66F29-291524E95D537636731F を参照。

¹⁶⁸ 欧州経済委員会、高齢化に関する性早紀説明書第 14 号: 高齢者虐待; HelpAge インターナショナル、「データ制度がいかに高齢者を取り残しているか」、2017 年。

¹⁶⁹ HelpAge インターナショナル、「世界年齢監視洞察: 高齢者の保健への権利、考慮される経路」2018 年。

¹⁷⁰ www.who.int/healthinfo/sage/en/ を参照。

¹⁷¹ HelpAge インターナショナル、「データ制度がいかに高齢者を取り残すか」。

れていることを調査が示しているので、特に脆弱な集団と例えば、虐待を防止し対処する法律の欠如のような危険要因を明らかにすることが必要である¹⁷²。虐待を通報する方法、既存の被害者支援、救済策へのアクセスについての情報が必要とされる。晩年の性暴力とレイプのようなタブーと考えられている問題にも特別な注意が払われなければならない¹⁷³。

64. さらに、高い倫理基準に従って、訓練を受けた職員によって行われるならば、既存の通報不足の課題を克服する際に、献身的調査は役立つであろう。これは推定 80%の通報不足率に対処する手助けができるが¹⁷⁴、これは家族を暴露し、高齢者の意思に反して介護施設のサービスを失ったり、介護施設に入れられたり、支援と情報の欠如¹⁷⁵並びに年齢差別主義の内部移行のせいであり、これは高齢者が虐待を軽視することに繋がる¹⁷⁶。

3. 適切な生活水準

65. 既存のデータ・セット内のもう一つの格差は高齢期の貧困に関連している。年金の適切性が高齢者の生活水準が適切な水準以下であることを説明する主要な基準として、しばしば用いられている¹⁷⁷。この指標だけでは、仕事または家族の支援からの所得のようなその他の所得源、保健ケア、ケア、その他の基本サービスにアクセスするための自己負担金のような避けられない出費にも依存しているかも知れない高齢者の生活水準の現実を捉えられない。年金レベルを通して貧困を測定することは、高齢者が家族に支援を提供しているのかどうかを考慮していない。そのような知識の格差は、高齢者を重荷として描くことを奨励し、世代間の分裂を引き起こすこともあろう。

66. 高齢期の不平等を文書化し、対処するには、所得と貧困に関するデータが高齢者の多様な所得源を考慮に入れ、従って、いくつかの指標を含む包括的な取り組みが必要である。高齢者が自分の資金を自由に自治的に処分できるかどうか及び家族間の送金のみならず、その所得がどのように使われているかを考慮に入れる必要もある。

67. 生活時間調査の共通の利用は、高齢者の所得と生活条件についてのまとめとなる証拠を提供することはできない。高齢者が比較的若い世代と共に暮らしている場合には、生活時間調査は、家庭のその他の家族に対して高齢者の状況の必要な違いを提供することはない。高齢者は、例えば自分の保健またはケア経費をカバーするために他の家族と比べてニーズが増えるかも知れないけれども、家庭の所得の平等な配分から利益を受けないかも知れない¹⁷⁸。

68. ほとんどの国内・地域統計は、75 歳以上の高齢者の状況に関するデータを含んでいない。データは、人口の最も急速に増える部分である高齢人口、特に 90 歳以上の異なった年齢集団の社会経済的現

¹⁷² www.un.org/esa/socdev/documents/ageing/ReportofEGMNeglectAbuseandViolenceofOlderWomen.pdf を参照。

¹⁷³ A/HRC/42/43/Add.2、パラ 86; 及び A/HRC/42/43、パラ 95。

¹⁷⁴ WHO、*高齢者虐待とネグレクトへの世界的対応: 全世界で問題に対処するためのプライマリー・ヘルス・ケアの能力を築く*(2008 年)。

¹⁷⁵ 欧州経済委員会、*高齢化に関する政策説明書第 14 号: 高齢者虐待*; WHO、*高齢者虐待の防止に関する欧州報告書(2011 年)*。

¹⁷⁶ John Williams、「64 歳になった時: 弁護士、法律、高齢、*Cambrian 法律レビュー*、第 34 巻(2003 年)、103 頁。

¹⁷⁷ 欧州経済委員会、*高齢化関連の統計に関する勧告*、*高齢化関連の統計に関するタスク・フォース*が準備。

¹⁷⁸ A/HRC/42/43、パラ 47。

実について集められる必要がある。例えば、高齢者の中でも高齢の人々は、年金がインデックス付きでなく、比較的高い保健・介護経費の結果として最近退職した高齢者よりも貧困の比較的高い危険がある。比較的粒状の統計は、高齢者の適切な生活水準への権利に対するこれら増加する課題をより正確に反映することができる。

4. 社会保護と働く権利

69. 高齢者の社会的・経済的福利を測定する年齢別データの欠如は、国の開発戦略と計画内での高齢者の生活状況に対する注意と知識の欠如の主要な理由であると長い間考えられて来た。

70. 社会保護の権利と働く権利に関連する多くの国の統計は、65歳までしかデータを分類していない¹⁷⁹。例えば、「労働力調査」では、指標の分類が65歳で打ち切られている国々もあり¹⁸⁰、この年齢を超える人々は、しばしば、法定の停年年齢に達した途端に失業者人口よりはむしろ不活発な人口に含まれる¹⁸¹。法定の停年を超えて、正規・非正規で働き続ける高齢者と引退はしないが失業している高齢者は、従って考慮されない。これは、高齢者の役割と貢献の正確な姿を提供していないし、労働生活の延長のために増えている高齢労働者の失業のようなある領域に対処する措置の開発を妨げている。

71. 労働市場での差別についてのより多くの情報、より長く働くための奨励策、法定の停年が必要とされる¹⁸²。さらに、高齢者が労働市場を離れる理由がさらに明らかにされなければならない。高齢者がその労働生活を延長することができるようにする年齢に優しい慣行と環境が、規制、財政、教育、その他の政策のレベルで必要な変革を決定するために必要とされる¹⁸³。

5. ケア

72. 介護に関する指標は、大きく開発が遅れている¹⁸⁴。国々の中にはケアへのアクセスについての情報を集めているところもあるが、ケアの質についての知識が欠けている。例えば、物理的・化学的制約の利用またはケアの受け手が社会に参画し、社会活動にかかわるために適切な支援を受けるかどうかに関するデータはない。ケア提供者が受ける訓練の程度についての情報も大きく欠けている¹⁸⁵。

73. 行為者による人権の享受を妨げるかも知れない地域社会のケア施設と専門のケア提供者の慣行についてもっと多くの情報が必要とされる¹⁸⁶。個人生活と家族生活を維持する権利に関するデータが調査に含まれることは滅多にない¹⁸⁷。

¹⁷⁹ 欧州経済委員会、*高齢化関連の統計に関する勧告*、高齢化関連の統計に関するタスク・フォースが準備。

¹⁸⁰ E.CN.3/2018/19 を参照。

¹⁸¹ 欧州経済委員会、*高齢化関連の統計に関する勧告*、高齢化関連の統計に関するタスク・フォースが準備。

¹⁸² 同上。

¹⁸³ A/HRC/33/44、パラ 61。

¹⁸⁴ HelpAge インターナショナル、「制度がいかに高齢者を取り残しているか」。

¹⁸⁵ 欧州経済委員会、*高齢化関連の統計に関する勧告*、高齢化関連の統計に関するタスク・フォースが準備。

¹⁸⁶ 国内人権機関欧州ネットワーク、*私たちには同じ権利がある：欧州における介護ケアにおける高齢者の人権*。

http://ennhri.org.IMG/pdf/ennhri_hr_op_web.pdf; 及び www.ncbi.nlm.nih.gov/pubmed/29584865 を参照。

¹⁸⁷ Magdi Birtha 他、*欧州における障害者の権利から介護への権利に基づく取組に向けて：高齢者のための権利に基づく政策の指数を築く*（ウィーン、社会福祉政策と調査欧州センター、2019年）。

74. 同様に、既存の調査は、介護制度に与える選択の程度を適切に捉えていない¹⁸⁸。人が同意なしで施設に入れられるという証拠もある程度ある¹⁸⁹。選択の意味ある自由があるのかどうかを理解するためには、介護への法的資格が存在するのかどうかについての情報が必要であり、もしそうならば実際に何をカバーするのかについての情報が必要である。例えば、公的な資金支援が施設の状況での介護にのみ利用できるのであれば、これは家庭でケアを受ける権利に影響を及ぼすかも知れない。さらに制限が、ケア・サービスの型となると、高齢者が選択の自由を行使することを事実上妨げる農山漁村地域でのケア提供者の欠如のように、単にサービスの利用不可能性から生じるかも知れない。

75. 非正規のケア提供者の重要な役割は、既存の調査では効果的に反映されていない。また、指標が、財政補償、休養または社会保護権の蓄積のような非正規のケア提供者が利用できる支援のレベルを測定することもない。こういった側面がさらに開発される必要がある。

76. 保健の側面に関しては、データ収集で、年齢制限を利用している調査は、健康上の危険またはその他の健康権に対する障害に関して高齢者の状況に関する不完全な情報と分析に繋がる。これは差別的な保健支出に繋がることもある。高齢者のための別個の人口学的・保健調査のモジュールがこの点で必要とされるであろう。

77. 限られた注意を引いてきたもう一つのトピックは、緩和ケアである。緩和ケアの世界的に標準化された定義はなく、この領域での関連統計が組織的に収集されているのかどうかは不明確である¹⁹⁰。75歳以上の人々の間の増加する自殺率において、鬱病のような精神衛生状態の否定的影響もさらに実体化される必要がある¹⁹¹。

78. もう一つの懸念の領域は、高齢者はしばしば臨床調査と研究から排除されるので¹⁹²、薬剤が高齢者に与える影響に関するデータの不足であり、老年患者にとっての主要な危険要因である不適切な薬剤治療と薬の処方に繋がる可能性がある¹⁹³。データの組織的収集は、高齢者は比較的若い成人とは異なった病気の発症のパターンがあり、様々に治療と療法に対応し、慢性的な医療状態に関連する複雑な社会的ニーズをしばしば有していることを仮定すれば、組織的なデータの収集が極めて重要である。

IV. 結論と勧告

79. 人権の享受の点を含め、現在、高齢者の生きた現実を捉えるために利用できるデータには重大な格差がある。高齢者に関する重要なデータと情報のこの欠如は、それ自体が排除の驚くべき印であり、意味ある政策策定と規範的行動を実際に不可能にしている。高齢者の権利の実現に対するこの障害を克服するには、デジタルとアナログの現実またはいわゆるデジタル性のかかわりを考慮に入れる方法

¹⁸⁸ 同上。

¹⁸⁹ 国内人権機関欧州ネットワーク、私たちには同じ権利がある：欧州の介護における高齢者の人権；及び www.ncbi.nlm.nih.gov/pubmed/29584865 及び <https://ageing-equal.org/humanrightspwatch-guest-post/>を参照。

¹⁹⁰ 欧州経済委員会、*高齢化関連の統計に関する勧告*、高齢化関連の統計に関するタスク・フォースが準備。

¹⁹¹ A/67/188、パラ 33。

¹⁹² www.age-platform.eu/sitesdefault/files/AGF_lwrwe_to_world_data_form_Jn2016.dfを参照。

¹⁹³ A/HRC/30/43/Add.2、パラ 78。

とプロセスの根本的な概念上の移行が必要である。

80. データは人権の実現にとって重要である。データは、高齢者が直面する課題と政策と法律のニーズの程度の証拠を提供するために必要である。データの収集は、可視性を生み出し、高齢者の人権の実施と対応の可能性についての証拠基盤を築き、年齢差別主義、汚名及び差別を育てる固定観念を追い払い、反差別行動、社会経済的包摂、保健とケアへのアクセスに関する措置の形成において、政策策定者と提唱者を支援するために極めて重要である。

81. 既存のデータ生態系を改善するために、高齢者に対してより多くのデータを集めるようとの統計局への重要な刺激として、データ収集の基準と報告要件を定める必要がある。

82. 障害の性質を理解することは、これに対処するために必要な措置を定義するために極めて重要である。高齢者によるすべての人権の享受に対する障害---つまり、排除、貧困、あらゆる形態の暴力、虐待及びネグレクト---について国レベルで基線調査を行うことが基本的に重要である。データ・セットは、比較と監視ができるように、人権に基づく取組に従って、共通の一連の定義、概念、基準で適合し拡大される必要がある。

83. 評価で用いられるデータは、年齢別及びその他の重要な社会人口学的変数別に分類されており、人生の特異性を明らかにする必要がある。年齢集団は、異なったニーズと能力を持つ高齢者と大変に高齢な人との間の区別ができる高齢人口の均一的性質を反映する必要がある。年齢は社会構造であり、戦争、紛争、自然災害の状況に耐えてきた人々は豊かな社会の健全な高齢化メトリックスで見ることではできないことを仮定すれば、状況によって、年齢の概念の相関性を考慮に入れることができるほどに年齢集団は粒状でなければならない。

84. 高齢者に関してより包括的で、比較できる、ニュアンスのあるデータを提供することのできる生涯にわたる取組を組み入れる概念的枠組の必要性がある。これは、組織的で制度化された差別の追跡もできるようにするであろう。構造・プロセス・成果の指標を用いて、高齢者の権利に関する世界的な権利に基づく監視枠組または指数の開発は、この点で極めて重要であろう。

85. カギとなる人権要件として、調査の開発を含め、データ収集、分析、利用、報告のあらゆる段階での高齢者のかかわりが、極めて重要である。市民が創出するデータが、いかに周縁化された集団の状況を明らかにし、データ格差を埋め、政策変革を推進できるかについての証拠が増えている。これは、高齢と高齢者に対する社会の想定と態度を変えることにも貢献するが、これは、統計の目的に限って、高齢化のカテゴリーの枠付けにとっての重要性を仮定すれば絶対に必要である。

86. 重要な貢献は、既存のデータをより良く利用することを含め、高齢化と高齢者に関するデータ収集、分析及び報告を改善する調整された努力を可能とする国内レベルでのフォーカル・ポイントの設立であろう。

87. 統計上の代表者数を達成し、分類を可能にするために、既存の調査は、比較的高齢なグループの高齢者をオーバーサンプリングし、対象を絞ったサンプリングまたは回答者が牽引するサンプリングのような代替のサンプリングとデータ収集法に訴え、そしておそらく調査に高齢者を含めるためにクォータ制を開発する必要がある。メタデータとパラデータは、データ収集者とデータ収集手段にわたって、

適宜、利用でき、標準化され、アクセスできるものである必要がある¹⁹⁴。

88. 公式・非公式データを含め、データの関連性と伝統的・非伝統的データ収集方法の統合に関するガイドランスが必要とされる。これは、危険の可能性に鑑みて、特に、ニュー・テクノロジーと人口知能と自動的意志決定におけるその利用からのデータに当てはまる¹⁹⁵。

89. 統計局、国内人権機関及び NGO は、もっと密接に協力する必要がある。協働は、調査の開発とアジェンダの設定に関する相談から、格差を明らかにするための既存のデータの見直し、高齢者の生きた経験に対する意識を高めための統計家の訓練への参加にまで至ることもある。これは、データ識字を高めるためのデータ収集と扱いの様々な側面に関する市民社会と高齢提唱者のための対象を絞った訓練を開発するためにも重要である。

90. データ収集、分析、利用を改善するために、統計ガイドランスを開発する必要がある。この状況で、特別なガイドランスが、以前の調査参加者の明確化のような方法論と特に施設で暮らしている高齢者、ケアの受け手及び 90 歳以上の高齢者との質的・量的面接の施行に関して必要とされる。老人学と老人病学の基本を含め、年齢に配慮した面接に関する訓練プログラムが、高齢化に対する生物心理社会文化的取り組みを確保する基本である¹⁹⁶。

91. データの収集と利用に関して、意味のある、自由で、情報を得た同意の実際の行使を保障するために、高齢者が、調査の目的について明確で適切な情報を受けることが絶対に必要である。彼らは、変心する可能性、またはデータ収集プロセスのあらゆる段階で、身を引く可能性があることが必要である。収集されたデータは、データの最小化の原則と人権基準を完全に尊重して、高齢者が同意した目的にのみ利用されなければならない。ますます受動的なデータ収集から生じるものを含め、プライバシー、個人データの主権、情報上の自己決定権に関連する課題に鑑みて、厳格なデータ保護の必要性がある。

92. 「洞察力とインパクトと完結性をもって、万人による至るところでの行動のための事務総長のデータ戦略」に関して、継続中のデータ革命は、高齢者に関する現在のデータ格差を克服し、人権に基づく取組に支えられるものと仮定して、データの完全な力を解き放つユニークな機会を提供している。これは、人権に根を下ろしたより包摂的で、公正で、年齢に優しい社会に向けたデータが牽引する変革を誘発する可能性を持つ¹⁹⁷。

¹⁹⁴ OHCHR、「データに対する人権に基づく取組：『持続可能な開発 2030 アジェンダ』の誰も取り残さない」。

¹⁹⁵ 国連事務総長、COVID-19 が高齢者に与えるインパクトに関する政策説明書；洞察力、インパクト、間接性をもって万人による至るところでの行動のた事務総長のデータ戦略、2020-2022 年；OHCHR、「データへの人権に基づく取組：『持続可能な開発 2030 アジェンダ』の誰も取り残さない」；OHCHR、人権指標：測定と実施へのガイド(HR/PUE/12/5)；及び総会決議第 45/95 号「コンピュータ化した個人データ・ファイルの規制のためのガイドライン」。

¹⁹⁶ A/HRC/39/50/Add.1、パラ 119。

¹⁹⁷ 2020-2022 年の戦略。

「北京宣言と行動綱領」の25周年を記念する高官パネル討論 (A/HRC/45/25)

国連人権高等事務所報告書

概要

決議第42/14号に従って、人権理事会は、「北京宣言と行動綱領」及び見直し会議の成果文書の実施、並びにこの点での業績、好事例及び課題に特に重点を置いて、第4回世界女性会議の25周年を記念するために、高官パネル討論を開催した。

I. 序論

1. 決議第42/14号に従って、人権理事会は、「北京宣言と行動綱領」とその見直し会議の成果文書の実施並びにこの点での業績、好事例及び課題に特に重点を置いて、第4回世界女性会議の25周年を記念するために、高官パネル討論を開催した。
2. 高官パネル討論は、2020年2月25日に行われた。討論のウェブキャストは、<http://webtv.un.org>より閲覧できる。

II. 「北京宣言と行動綱領」の25周年を記念する

3. 高官パネル討論は、国連人権高等弁務官、Trine Rask Thygesen デンマーク開発政策大臣、Chen Xu ジュネーブ国連事務所中国代表部大使によって開会された。パネル討論は、Elisabeth Tichy-Fisslberger 人権理事会議長が司会を務めた。3名のパネリストは、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)の事務局長、女子差別撤廃委員会副議長及び Magalya Arocha Dominguez 人権とジェンダー平等専門家であった。

A. 開会ステートメント

開会演説で、高等弁務官は、「女性の権利は人権である」という掛け声の下で25年前に採択された「北京宣言と行動綱領」が、女性と女兒の人権に対する国家の公約の包括的表現であることを想起した。見事な合意を見せて、189か国は、実際にも法的にもジェンダー平等を達成することを誓った。この業績は、市民社会グループ、フェミニスト運動、女性の権利活動家の何十年にもわたる動員、アドヴォカシー、ゆるぎない公約に基づいていた。「北京宣言と行動綱領」が採択された第4回世界女性会議で、女性は特別な権利や特権を求めたのではなく、男性と同じ権利を求めたのである。

5. 「北京宣言と行動綱領」の中で、女性と女兒の権利は普遍的な人権からは不可譲であり、不可欠であり、不可分であり、文化的相対主義は女性の権利侵害を正当化するために合理的に引用できないことが明らかにされた。その採択は、女性の多様性と重複する形態の差別に対処する必要性を認める際に、重要な道程表でもあった。さらに、「北京宣言と行動綱領」の中で、国々は、その生涯を通して女性の人権を支持し、女性の権利の尊重と持続可能な開発との間の関連性の重要性を強調した。

6. 高等弁務官は、第4回世界女性会議が、女性の権利としての人権に対する集団的で強力な公約を象徴しており、現在の政治的瞬間とは全く違っていたことを指摘した。人権、特に女性の権利は、多くのところで攻撃されていた。最近の押し戻しとジェンダー平等に反対する言説の再現は何世紀にもわたる差別に基づいている。女性の権利は交渉できるものではなく、政治の風向きの変化を受けるべきものでもない。高等弁務官は、すべての女性にとってのその普遍性と不可分性、その完全な多様性において、やっと勝ち取った人権としての女性の権利の確認に対するすべての課題に抵抗することが絶対に必要であることを強調した。2020年2月24日の事務総長の人権理事会への人権のための行動の呼び掛けを想起して、高等弁務官は、すべての国が「ジェンダー平等を推進する政策と法律を支援し、差別法を廃止し、女性と女兒に対する暴力をなくし、性と生殖に関する健康と権利を保障し、あらゆる領域での女性の平等な代表者数と参画のために努力する」べきであることを繰り返し述べた。

7. まとめとして、彼女は、北京で到達した画期的合意は、偶然の一致ではなくて、各国政府、市民社会及びその他のパートナーによる女性の権利の実現を優先させるという慎重な行動の結果であることを説明した。彼女は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントにむけてさらに進歩を遂げるために北京で優勢であった集団的統一と夢をよみがえらせるようすべてのステイクホルダーに要請した。

8. 開会ステートメントで、デンマークの開発政策大臣 Ms. Thygesen は、高官パネル討論が、この25年間の業績を評価し、基本的権利に関連する問題についての継続中の厳しい世界的なバックラッシュの理由を考える好機であることを強調した。

9. Ms. Thygesen は、この40年間、デンマークは、女性と女兒の権利とエンパワーメントを推進することに強くコミットしてきたと述べた。1980年に、デンマークは第2回世界女性会議を開催し、2019年には、2019年11月12日から14日までナイロビで開催されたサミットで、国際人口開発会議の25周年の祝賀を共同開催した。デンマークは、すべての女性と女兒の権利を実現する必要性に関して、地域を超えた合意があることを示す際に、他の世界女性会議のホスト国である中国、ケニア、メキシコと並んで立っている。

10. 「北京宣言と行動綱領」の採択以来あげられてきた業績を強調して、Ms. Thygesen は、3分の2の国々で、小学校に通っている女兒は男児と同数であると述べた。多くの女性が労働市場に参入し、妊産婦死亡率は、約40%減少した。しかし、こういった進歩にもかかわらず、北京でなされた約束を果たすためには、まだなすべき仕事がある。例えば、女性の3人に1人が、いまだにその生涯で暴力を経験しており、830名の女性と女兒が、いまだに毎日妊娠と出産に関連した予防できる原因で死亡しており、平均して、男性は女性よりも63%多く稼ぎ、格差は広がり続けている。

11. 北京でなされた公約は、これまで以上に関連性があり、2020年は再公約の中心となる時であった。Ms. Thygesen は、国連ウイメンによって開催され、フランス政府とメキシコ政府が共同開催したジェンダー平等のための市民社会を中心とした世界的集まりである「世代間平等フォーラム」の重要性を強調した。この状況で、彼女は、①ジェンダーに基づく暴力、②経済的正義と権利、③身体的自治と性と生殖に関する健康と権利、④ジェンダー平等のための気候変動、⑤技術、革新のためのフェミニスト行動及び⑥フェミニスト運動とリーダーシップに関する6つの行動連合(北京の約束の成就を促進するため

に立案された)を歓迎した¹⁹⁸。これら行動連合は、各国政府、市民社会、民間セクター及び青年のかかわりを通して、今後の合同の努力を推進できよう。デンマークは、身体的自治と性と生殖に関する健康と権利に関する行動連合で、主導的役割を果たすことに関心を示してきた。ジェンダー平等のための最後の推進力は、一国だけではできないので、合同の努力でなければならない。

12. 開会ステートメントで、ジュネーブ国連事務所中国代表部大使の Mr. Chen は、第 4 回世界女性会議が、25 年前に北京で開催され、「北京宣言と行動綱領」がそれ以来女性の権利のための国際的大義を導く主導的枠組となっていることを想起した。

13. Mr. Chen は、教育へのアクセス、結婚の自由、職場のあらゆる部分への包摂という点を含め、それ以来、女性の権利を実現する際に、多くの進歩が遂げられてきたと述べた。その結果、女性の地位は、中国では新しい程度にまで達した。最近の出来事としては、中国は、女性医師と看護師がカギとなる役割を果たしている状態で、コロナウイルス病(COVID-19)と闘うために、全国のすべての資金を動員してきた。こういった業績にもかかわらず、機会と資源の配分において、男性と女性の間には不平等が依然として残っている。彼は、全世界で、25 歳から 34 歳までの女性は、男性より極度の貧困の中で暮らす可能性が 25%高いことを指摘した。多くの女性と女兒は、ジェンダーに基づく暴力と人身取引の被害者としてを含め、不均衡な開発、気候変動及びその他の課題に深く苦しんでいることを指摘した。

14. Mr. Chen は、女性が開発から生じる利益の平等な分け前を享受することを保障し、教育への権利を含め、組織的に女性の権利保護を改善し、社会保護におけるジェンダー格差を明らかにして対処することの重要性を強調した。彼は、女性の権利に関する国際協力の強化の重要性も述べた。

15. まとめとして、Mr. Chen は、これら目標を達成する際に、開発途上国を支援し続けるよう各国に要請し、中国は、世界中で、女性の大義をさらに推進する努力において、国際社会と喜んで協力することを繰り返し述べた。

B. プレゼンテーションの全体像

16. 人権理事会議長は、国連ウイメンの事務局長、女子差別撤廃委員会副議長及び人権とジェンダー平等専門家の Maglys Arocha Dominguez という 3 名のパネリストを紹介した。

17. 国連ウイメン事務局長は、「北京宣言と行動綱領」の採択は、ジェンダー平等を達成する努力の一里塚であったと述べた。世界はジェンダー平等達成に向けた積極的道の途上であったが、進歩は遅く不均衡で、かなりの押し戻しもあった。特に、女性と女兒による保健と教育へのアクセスの点で、全世界でかなりの進歩が遂げられてきた。しかし、労働力参加における世界的格差が停滞している状態で、経済の前線で進歩が遅かった。さらに、雇用されている者の中で、58%の女性は非正規のセクターで働いており、これは、女性が繁栄よりは貧困により近いところにとどまっていることを意味した。女性と女兒に対する暴力は、依然として沈黙の疫病的危機であった。明るい点では、停滞を克服し、ジェンダー平等に向けて進歩を促進する努力を触媒する重要な横断的措置がいくつかあった。これには、財政資金の動員を通じた適切な資金調達、すべての差別法の除去、法律と慣行における平等の間にある格差をなくすことが含まれた。国連ウイメンは、具体的で、今までの流れを変える変革を女性と女兒のためにも

¹⁹⁸ <https://forum.enerationalequality.org/about> を参照。

たらし、北京での約束を果たすために、フランス政府、メキシコ政府と共に、「世代間平等フォーラム」を開催するつもりである。

18. 女子差別撤廃委員会副議長は、画期的な「北京宣言と行動綱領」がジェンダー平等と平和の提唱者としてのその旅全体を通して、強力な指導枠組であったことを強調することによって話を始めた。彼女は、委員会は、国々をより説明責任のあるものにし、それによって北京での公約の実施を促進することを強調した。「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に対する条約」の法的に拘束力のある性質が、女性の人権を推進し保護するために利用できる最も強力なメカニズムにしている。副議長は、委員会がその建設的対話と勧告を通して、その進歩を測定し、努力が強化される必要のある領域を明らかにする際に国家を導いているという事実を強調した。委員会は、暴力と汚名と固定観念のない世界、子ども結婚のない世界、同一労働同一賃金のある世界、万人のために永続的平和と安全保障を確立している世界を達成するための説明責任を強化するするためにも国々を支援している。副議長は、女性・平和・安全保障のアジェンダが、6つの行動連合に含まれなかったという事実を嘆かわしく思い、従って、「世代間平等フォーラム」の開催者に、この重要なアジェンダを含めることを検討するよう要請した。副議長は、女性の権利のために遂げられた進歩に対する世界的なバックラッシュに留意し、女性に対する差別の継続する現実---例えば、何十万人もの女性が毎年妊娠の併発症で亡くなり、議員の4分の1未満が女性であるという現実を嘆かわしく思っていた。効果的な機関が創設される必要があり、女性はその権利を実現するために適切な資金が配分される必要があった。2020年という年は、世界は後退している余裕はないので、公約に関する行動を促進する時でなければならない。

19. Ms. Arocha Dominguez は、名乗り出た、1995年に開催された北京会議の基礎を築いてきたメキシコ、コペンハーゲン、ナイロビで開催された世界女性会議に貢献したすべての女性人権擁護者を推奨した。彼女は、ラテンアメリカとカリブ海の女性たちは、この闘いの重要な道程標である Mar del Plata 行動計画に関するその協力の結果として、第4回世界女性会議に出かけたときの戦略的統一を開発したのだと述べた。残念なことに北京会議の幅広い夢は、ある側面は多大な注意を引き、他の面は無視され、限られた可視性と資金しかひきつけなかった状態で、時が経つにつれて狭まってきた。特に平和の問題は、安全保障理事会の女性・平和・安全保障のアジェンダに歪められ、縮小された。軍事化、占領、強制措置、経済制裁に関するものを含め、北京で説明された紛争と不安定に対する理解は、問題の多い反響で忘れられてしまった。Ms. Arocha Dominguez は、不平等が増え、ラテンアメリカの街頭で起こっている抗議のような社会的結果に繋がっていることを強調した。女性たちはそういった抗議の先頭に立ち変革を要求している。世界のある部分では、貧困が、女性たちが奴隷のような条件で働くことと繋がっていると彼女は述べた。子どもの妊娠は未だに問題であり、女性に対する性暴力を下支えする男性優位主義的で有害な固定観念が世界中で対処されないままである。Ms. Arocha Dominguez は、その言説とハラスメントと脅しが、例えば、ジェンダー調査の禁止を推進することによりフェミニスト運動を合法化する増加する数の保守的な宗教的・文化的・政治的勢力に反対する立場を取るよう各国に要請した。女性の平等は単独では達成できず、正しい社会的枠組内で行動を必要とする。結論として、男性優位主義、人種主義、男性支配の社会がある限り、支配的な経済的・社会的モデルが利益を中心している限り、ジェンダー平等はないであろう。

C. 各国及びオブザーヴァーのステートメント

20. 続く討論中に、会場からの発言者たちは、採択から 25 年後に、「北京宣言と行動綱領」の実施において遂げられた進歩を記し、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの達成に対して残る課題に対処する機会を歓迎した。「北京宣言と行動綱領」がジェンダー平等、女性と女児のすべての人権の完全享受及び女性と女児のエンパワーメントに対する最も包括的な公約を継続して表していることが強調された。発言者たちは、「北京宣言と行動綱領」の実施を支援する人権理事会によって行われている重要な規範的作業を特に評価した。発言者の中には、「北京宣言と行動綱領」並びに「国際人口開発会議行動計画」、「持続可能な開発目標」及び女性・平和・安全保障のアジェンダに含まれているような関連公約の実施を推進するための人権に基づく土台を提供している法的に拘束力のある「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の重要性を強調した者もあった。

21. 発言者たちは、1995 年以来ジェンダー平等を推進するために払われた世界的努力は、教育、保健、政治的代表、意思決定及び経済的エンパワーメントのような領域で女性の権利を保障する際の重要な進歩という結果となったと述べた。発言者たちは、女性のエンパワーメントと平等は、国の優先事項であると述べた。特に発言者たちは、あらゆる形態と表れの女性と女児に対する暴力と闘うために国内法と政策が採択されたり改正されたりしたことについて報告した。発言者の中には、権力の地位とカギとなる意思決定機関への女性の完全参画を推進するために各国政府が払った努力を指摘した者もあった。意思決定機関への女性の代表者数に関しては、発言者たちは、高い地位に女性が存在することを強化する措置や法律を引用し、真のエンパワーメントはトップから始まると述べた。女性は差別なく指導的地位を占めることができるべきである。女性のエンパワーメントとジェンダー平等のための出世街道プログラムに対する社会経済と政策の領域で措置が取られるべきである。例えば、発言者の中には、ジェンダーに基づく暴力とフェミサイドの防止を対象とする国内戦略計画が設立されたきたと説明した者もあった。

22. 発言者たちは、これら業績にもかかわらず、実施は遅く不均衡で、ジェンダー平等に向けた道には、質の高い教育と保健から経済と意思決定に至るまで、それぞれの行動の領域でかなりの課題が残っていると述べた。中には、合意された規範的枠組を守り、業績が、「北京宣言」と見直し会議で述べられたアジェンダの基礎を強化し拡大するために用いられることを保障する集団的責任を強調する者もあった。

23. 発言者たちは、数多くの残る課題を指摘した。例えば、発言者の中には、女性と女児が日常的に、特に人道の場で経験している重複し重なり合う形態の差別を認める者もあった。各国政府が、企業セクターを含めた多様なステイクホルダーと協力する必要性、親の責任の共有を支援するより献身的努力の必要性のような、女性の経済的エンパワーメントに対する特別な障害が引用された。発言者の中には、女性がより生産的になるに必要な資金と機会への平等なアクセスがなく、これが代わって、多くの開発途上国で農業、林業、漁業に否定的な影響を与えており、農山漁村の貧困と栄養不良を助長していることを説明した者もあった。

24. 討議中に提起された一つの課題は、性と生殖に関する健康ケアと権利を確保し、世界中の女性と女児の予防できる死亡と傷害を助長している身体的自治を保護できないことであった。発言者の中には、性と生殖に関する健康ケアと権利の重要性と女性の権利の実現とジェンダー平等の達成からのその不可

分性を再確認した者もあった。包括的な性教育を含めた質の高い料金が手頃な性と生殖に関する健康ケア・サービスへの普遍的アクセスの必要性も提起された。発言者の中には、女性と女児の権利、特にその性と生殖に関する健康と権利を抑制するために宗教、文和、伝統を頻繁に引き合いに出す傾向のある家父長的構造と価値を打ち壊すことが必要であると述べた者もあった。

25. ジェンダー平等に対する現在のバックラッシュに対応することの重要性も強調された。発言者たちは、女性の権利団体のための資金提供を減らそうとする努力を含め、女性の権利へのそのような攻撃と闘うよう国家に要請した。このような後退的な傾向に照らして、発言者の中には適切で効果的な資金調達の手段を含め、「北京宣言と行動綱領」の実施を促進するために、女性の権利団体、フェミニスト・グループ、女性の人権擁護者及び若い人々とかかわり続けることの必要性を強調した者もあった。

26. 発言者の中には、女性は平和と安全保障のアジェンダを推進する際にカギとなる役割を果たし、特に女性の権利を求める闘いは、平和を求める闘いと関連していることを強調した者もあった。ある発言者は、女性・平和・安全保障のアジェンダは「世代間平等フォーラム」と行動連合のすべての側面に意味あるように統合されるべきであることを強調した。平和と安全保障の問題は、横断的であり、気候変動、経済的正義、ジェンダーに基づく暴力、性と生殖に関する健康と権利、技術へのアクセスを含め、多数の要因にインパクトを与えまた影響を受けることが述べられた。従って、発言者たちは、その決議、報告書及びその他のツールにより多くのジェンダーに配慮した分析を含めるよう人権理事会に要請した。

27. プレディクティブ・アナリティクス及びその地の形態の人口知能は、既存のデータに反映されている伝統的なジェンダーと人種的偏見を再生産し、深める可能性が高いことが述べられた。

28. 男女間の根強い司法ギャップを仮定すれば、法の支配は、ジェンダー平等を可能にするものとして推進されるべきである。司法への平等なアクセスは、女性と女児、特に農山漁村地域で暮らしており、障害を抱えている女性と女児の生活に、真の変化を起こすことができる。従って、発言者たちは、女性と女児のための司法へのアクセスへの投資をどのように動員できるかを尋ねた。

29. 発言者たちは、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントの点で進歩を促進し、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」を達成し、誰も取り残さないことを保障するためには、国際公約と国内レベルの行動が重要であることを強調した。発言者の中には、「北京宣言と行動綱領」と国際・地域・国内・地方レベルでのその見直しの完全で、効果的で、促進された実施のための地方・国内・地域・国際的努力を支援し続けるよう国連に要請する者もあった。発言者たちは、北京のアジェンダの完全実施には変革的な法律、組織的变化、強力な財政寄付及び多国間協力が必要であるとも述べた。

D. パネリストの回答とまとめ

30. 回答の中で、国連ウィメン事務局長は、行動連合を含め、国連ウィメンが重点を置いてきた作業のいくつかの領域を強調した。彼女は、停滞を克服し、ジェンダー平等に向けて進歩を遂げるために行動を触媒するために払ってきた横断的努力を強調したが、これには平等のための資金作り、すべての差別法の除去、法と慣行における平等の間の格差を埋めること、ジェンダー平等と女性・平和・安全保障のアジェンダの実施の強化が含まれた。彼女は「持続可能な開発目標」を果たすための行動の10年(2020年-2030年)を楽しみにしていた。フランス政府とメンブキシコ政府が共同開催する「世代間平等フォー

ラム」における国連ウィメンの役割を想起して、彼女は、国々、民間セクター、市民社会にこのプロジェクトの当事者となるよう呼び掛けた。

31. 女子差別撤廃委員会副議長は、女性の権利に関する進歩は遂げられてきたが、問題は根強くあり、その最も目につくのが女性に対する暴力であることを繰り返し述べた。この問題に対処する際に、固定観念と汚名に対処し、建設的対話に男性、男児、宗教指導者をかかわらせことが絶対に必要である。特に、彼女は、委員会に通報することの重要性について述べた。委員会は、例えば有害な慣行に反対する法を作り、ステイクホルダーをまとめることにより国々がジェンダーに配慮するようになる手助けをしてきた。彼女は、国家、人権擁護者、NGO に、できる限り委員会に情報を提供し、委員会が作業を遂行する手助けをするよう要請した。彼女は委員会が、女性・平和・安全保障の領域を含め、女性の権利に関する勧告を実施する際に遂げてきた進歩を報告するよう国家に義務付けてきたことを強調した。まとめとして、副議長は、条約機関メカニズムを強化し、北京の公約が現実のものとなり、誰も取り残さないことを保障するために情報を提供することの重要性を国家が理解するよう訴えた。

32. Ma. Arocha Dominguez は、ある程度の格差が残っており、先住民族女性、思春期の女子、貧困の中で暮らしている女性、例えば季節労働者のような特別なセクターで働いている女性を含めた女性と女兒が直面する重複し重なり合う形態の差別をより良く捉えるための指標を開発することが役立つであろうと述べた。彼女は、婦人国際平和自由連盟と性と生殖に関する権利センターに、重要な問題を提起し、委員会に関連する証拠を提出したことに対して感謝した。まとめとして彼女は、ジェンダー平等と女性の権利を推進するために委員会を利用することの重要性を強調し、女性の権利は人権であるので、女性の権利と人権との間に違いはないと述べた。

以 上